

官報

号外 昭和三十年五月二十六日

○第二十二回 衆議院會議録第十九号

昭和三十年五月二十六日(木曜日)

議事日程 第十八号

昭和三十年五月二十六日

午後一時開議

第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 計量法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 昭和二十六年一般会計歳入歳出決算、昭和二十六年特別会計歳入歳出決算及び昭和二十六年度政府関係機関決算報告書

昭和三十年五月三十一日
第三編 衆議院 可

第九 昭和二十七年一般会計歳入歳出決算、昭和二十七年特別会計歳入歳出決算及び昭和二十七年政府関係機関決算報告書

●本日の会議に付した案件

日程第五 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 計量法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十年一般会計歳入歳出決算(正(第一号))

昭和三十年特別会計歳入歳出決算(正(第一号))

昭和三十年度政府関係機関決算報告書(正(第一号))

昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)
重光外務大臣の日ソ国交問題に関する演説及びこれに対する質疑

午後二時二十九分開議
○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。日程第一ないし第四は一時あと回しといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程第一ないし第四はあと回しといたします。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程第一ないし第四はあと回しといたします。

第五 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 計量法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第五、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、日程第六、計量法等の一部を改正する法律案、日程第七、ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長田中角栄君。

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

る法律(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自転車競技法等の特例に関する法律

第一条第一項中「については」の下に「当分の間」を加える。

第二条第一項中「振興を図るため」の下に「当分の間」を加え、同条に次の一項を加える。

5. 主務大臣は、第一項又は前項の計画を定めようとするときは、機械工業振興協議会に諮問しなければならない。

第三条中「収入とすべき金額は」の下に「当分の間」を加える。

第五条の次に次の四条を加える。

第五条の二 金庫は、前条第一項の業務に関する会計について、会計検査院の検査を受けなければならない。

第五条の三 通商産業省に、機械工業振興協議会(以下協議会といふ)を置く。

2. 協議会は、主務大臣の諮問に応じ、この法律によりその権限に因せられた事項を調査審議する。

第五条の四 協議会は、委員十五人以上以内をもつて組織する。

2. 委員は、関係行政機関の職員及び通商産業大臣が任命する。

3. 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議第十九号 自転車競走法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案外二件

- 4. 委員は、非常勤とする。
- 5. 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。
- 6. 前各項に定めるものの外、議事の手続その他協議会の運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節の五 競輪運営審議會は、通商産業大臣の諮問に依り、自転車競走法第十七条第一項に規定するもののほか、自転車競走の制度に關する重要事項について調査審議する。

2 競輪運営審議會の委員の数は、自転車競走法第十七条第二項の規定にかかわらず、二十人以内とする。

附則中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

競輪運営審議會	自転車競走場の設置の許可 その他自転車競走の運営に關する重要事項を調査審議すること。
機構工業振興協議會	関係各大臣の諮問に依り、自転車競走法等の特別に關する法律(昭和二十九年法律第六十九号)によりその権限に属せられた事項を調査審議すること。

第二十五條第一項の表中
競輪運営審議會
自転車競走の運営に關する重要事項及び自転車競走の制度に關する重要事項を調査審議すること。

自転車競走法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に對する修正案
自転車競走法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正

自転車競走法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
題名及び第一条の改正に關する部分を削る。

「報告書は會議録追録に掲載」

計量法等の一部を改正する法律案

計量法等の一部を改正する法律案

第一條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五條第十九号中「日本電信電話公社」を「通商産業大臣」に改める。

第六條第四号中「主要な設備」を「設備であつて、通商産業省令で定めるもの」に改める。

第十九條第一項第三号及び第二十六條第一項中「製造のための設備の下に」であつて、第十六條第四号の通商産業省令で定めるものを加える。

第三十七條第四号中「主要な設備」を「設備であつて、通商産業省令で定めるもの」に改める。

第三十八條第一項第三号及び第四十二條第一項中「修理のための設備の下に」であつて、第三十七條第四号の通商産業省令で定めるものを加える。

第七十九條九中「最大目盛の示す量」を「標量」に改める。

第九十七條の次に次の一條を加へる。

第九十七條の次に比較検査は、政令で定める計量器でなければ、受けることができない。

（比較検査の對象）

第九十七條の二 比較検査は、政令で定める計量器でなければ、受けることができない。

第三十三條第五項中「昭和三十年六月一日に」と「昭和三十一年三月三十一日限り」に改める。

附則第二項中「自転車競走法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案外二件」を削る。

第三百三十五條第一項第二号中「通商産業省令」を「第四百四十五條第一項第二号の通商産業省令」に改め、同項第三号中「政令」を「第四百四十五條第一項第三号の政令」に改め、同條第二項中「通商産業省令」を「第四百四十五條第二項の通商産業省令」に改める。

第四百四十五條第一項第二号中「第三百三十五條第一項第二号」を削り、同項第三号中「第三百三十五條第一項第三号」を削り、同條第二項中「第三百三十五條第二項」を削る。

第四百四十五條第一項第一号中「第三百三十五條第一項第二号」を「第四百四十五條第一項第二号」に改め、同項第三号中「第三百三十五條第一項第三号」を「第四百四十五條第一項第三号」に改め、同條第二項中「第三百三十五條第二項」を「第四百四十五條第二項」に改める。

第四百四十五條第一項の凡例しを「計量行政審議會(への諮問)」に改め、同條中「第三百三十五條第一項第三号」を「第四百四十五條第一項第三号」に、「第四百四十五條第二項第二号」及び第二項を「第四百四十五條第一項第二号及び第二項」に、「公聴會を開き、広く一般の意見をきかなければならない。」を「計量行政審議會に諮問しなければならない。」に改める。

第四百四十五條第一項を次のように改める。

(基準器等の交付)

第二百二十一條 通商産業大臣は、検定、原型検査、容量検査、第四百三十二條第一項の検査、定期検査、第四百四十九條の検査又は第五百十四條第一項の規定による検査に必要な基準器その他の用具であつて、通商産業省令で定めるもの(固有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の適用を受けるものを除く)を、都道府縣知事又は特定市町村の長に無償で貸し付けなければならない。

第二百二十二條に次の一項を加へる。

2 前項の手続料は、通商産業大臣の行つ製造の事業の許可若しくは再許可、製造の事業の許可若しくは再許可、製造の事業の許可若しくは再許可、製造の事業の許可若しくは再許可を受けようとする者及び計量上の登録、計量士登録証の訂正若しくは再交付、計量士國家試験、部品検査、比較検査又は基準器検査を受けようとする者の納付するものについては、國庫の、特定市町村の長が行つ第四百四十九條の検査を受けようとする者の納付するものについては、当該特定市町村の、その他の者の納付するものについては、当該都道府縣の収入とする。

第二條 計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第一項中「三年六箇月」を「六年六箇月」に改め、同條第二項及び第三項中「三年九箇月」を「六年九箇月」に改め、同條第四項中「四年」を「七年」に改め、同條第五項中「八年」を「十一年」に改める。

第四百四十五條第一項第一号中「第三百三十五條第一項第二号」を「第四百四十五條第一項第二号」に改め、同項第三号中「第三百三十五條第一項第三号」を「第四百四十五條第一項第三号」に改め、同條第二項中「第三百三十五條第二項」を「第四百四十五條第二項」に改める。

第六十四条第四項中「八年」を「十一年」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十年六月一日から施行する。
- 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第三条第三号中「カンテラの標準器」の下に、「ホンの標準器」を加える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。
昭和三十年五月二十日
参議院議長 河井 彌久
衆議院議長 益谷 秀次郎

ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案
ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案
法を廃止する法律案
ニッケル製錬事業助成臨時措置法(昭和二十六年法律第二百六号)は、廃止する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔田中角榮君登壇〕
○田中角榮君 たい、ま議題となりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和三十年五月二十六日 衆議院会議録第十九号 簡易生命保険法の一部を改正する法律案外三件

につき、商工委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。
本法案の提案理由の趣旨及び改正点であります。

本改正案は、去る五月十一日当委員会に付託せられ、同日政府委員より提案理由を聴取し、五月十八日質疑に入り、十八、十九、二十日の三日間にわたり政府委員と委員の間に質疑応答が行われました。その内容は会議録を御参照願うことといたします。
越えて二十四日、質疑を終了後、社会党田中武夫君外十二名より本法案を二カ年とする修正案が提出せられました。よつて、本法案並びに修正案につき、討論を省略し、修正案及び修正部分を除く原案に対し採決いたしましたところ、全会一致をもって修正議決いたしましたのであります。

次に、計量法等の一部を改正する法律案について申し上げます。
本法律案のおもなる改正点の第一は、計量法を改正して、従来國が全額取納しておりました手数料のうち、地方公共団体が行なっている事業の許可、検定等の手数料を当該地方公共団体の収入とすることであり、第二は、計量法施行法を改正して、本年九月より検定を実施することになっている十一年の計量器について、さらに三カ年間の検定等を延期することといたしましたこと等でありました。

本法律案は、四月二十五日商工委員会に付託されましたので、五月九日政府委員より提案理由を聴取いたしました。本法律案の趣旨であります。

た。本法律案の審議は五月十八日より四回にわたりに行われ、五月二十四日には参考人より意見を聴取いたしました。これらの詳細は会議録を御参照願います。
五月二十五日、質疑を終了しましたので、直ちに討論を省略して採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと議決をいたしました次第であります。

なお、本法律案の議決後、首藤新八君より、計量行政の円滑なる運営を期するために、これに要する経費を全額国庫負担とすべき趣旨の付帯決議案が提出されましたので、本決議案を議題として採決いたしましたところ、全会一致で本法律案の付帯決議と議決いたしました次第であります。

次に、ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案について申し上げます。
ニッケル製錬事業助成臨時措置法は、昭和二十六年、鮮動乱の勃発による世界的ニッケルの不足に対処して、國の強力なる助成によって国内ニッケルの増産をはかる目的のもとに制定されたのであります。本法の施行によつて、わが国におけるニッケルの生産は年を追つて順調な伸張を示し、今日において同法の目的は完全に達成せられたので、同法を廃止しようというのが、本法律案の趣旨であります。

本法律案は、四月二十五日予備審査のため商工委員会に付託せられたので、五月二十五日政府委員より提案理由を聴取いたしました。本法律案の趣旨には別に異論もありませんので、直ちに討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと議決をした次第であります。

以上をもちつて報告を終わります。(拍手)
○議長(益谷秀次郎) 三案を一括して採決いたします。三案中、日程第五の委員長の報告は修正でありまして、その他の二案の委員長の報告は可決であります。三案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長の報告の通り決しました。

第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(益谷秀次郎) 先刻あと回しにいたしました日程第一以下を議題といたします。日程第一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、日程第二、郵便年金法の一部を改正する法律案、

一八七

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 簡易生命保険法の一部を改正する法律案外三件

日程第三、郵便貯金法の一部を改正する法律案、日程第四、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長松前重義君。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第十八条第一号を次のように改める。

一 終身保険にあつては、昭和二十九年に厚生省が発表した第九回生命表(以下この号において「生命表」といふ)の男子死亡率にその百分の三十(保険料払込期間を十年とするものについては、その百分の二十)を加え、これに千分の二を加えて作成した死亡生成表、養老保険にあつては、生命表の男子死亡率により作成した死亡生成表(保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加え、これに千分の二を加えて作成した死亡生成表)

第十八条第二号中「年三分五厘」を「年四分」に改める。
第三十一条第一項中「加害行為に因つて身体の外部に生じた傷害」を「加害行為に、二箇月以内を三

箇月以内」に改め、「保険金支払の際」を削る。

第三十一条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。
2 前項の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。
一 疾病に直接の原因とする事故によつて死亡したとき。
二 精神障害中に又は酒に酔つてゐる間に招いた事故によつて死亡したとき。
三 重大な過失によつて死亡したとき。
四 年齢十年に満たないで死亡したとき。

第三十二条及び第四十四条中「若しくは日本脳炎」を削る。
第五十三条第二項第二号中「保険金の削減」を「保険金の削減率の引上」に改め、同項第三号中「剰余金の分配」を「剰余金の分配率の引下」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。
2 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険料の計算の基礎及び保険金の倍額支払については、なお従前の例による。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する修正案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する修正案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十一条第二項の改正規定中第四号を削る。
〔報告書は會議録追録に掲載〕
郵便年金法の一部を改正する法律案
郵便年金法の一部を改正する法律案

第三十一条第二項の改正規定中第四号を削る。
〔報告書は會議録追録に掲載〕
郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

日次中「第三章 簡易生命保険郵便年金審査会の審査(第四十条・第四十一条)を」第三章 簡易生命保険郵便年金審査会の審査(第四十条・第四十一条)に改める。

第四十一条を削る。
第四十二条を削る。
第四十三条を削る。
第四十四条第一項中「二十万円」を「二十四万円」に改める。
第四十五条ただし書中「一万二千円を」二万四千円に、「五万円」を「十五万円」に改める。
第三十八条第二項中「剰余金の分配」を「剰余金の分配率の引下」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。
第四章 年金受取人等の福祉施設
(年金受取人等の福祉施設)
第四十二条 郵政大臣は、年金受取人及び年金継続受取人の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

第四十三条から第三十五条までを「第五十一条中「第三十三条」を「第三十三条から第三十五条まで」に改める。
第五十二条中「二百円、三百円」を削り、又は「二万円」を、「一万円、三万円又は五万円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の二部を次のように改正する。
第四十二条第二十号中「保健施設」の下に「並びに郵便年金の年金受取人及び年金継続受取人に対して必要な福祉施設」を加え、「この目的」を「これらの目的」に改める。
第十條第二十号中「保健施設」の下に「並びに年金受取人及び年金継続受取人に対する福祉施設」を加える。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案

第六十三条の二の見出しを「公庫の償還金」に改め、同条中「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)による住宅金融公庫又は住宅金融公庫を」国民金融公庫、住宅金融公庫若しくは中小企業金融公庫(以下公庫と総称する)又は公庫の業務の一部を代理する金融機関若しくは公庫に、「住宅金融公庫の貸付」を「公庫の貸付」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔松前重義君登壇〕
○松前重義君 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、この四つの法案につきまして、通信委員会における審議の経過

〔報告書は會議録追録に掲載〕
この法律は、公布の日から施行する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

並びにその結果を御報告申し上げま

す。また、法案提出の理由及び内容でござい

る規定の改正でありまして、保険料計算の基礎を改め

て、最近における国民死亡率の低下の傾向にかんがみ

満で死亡したときは保険金の倍額支払いをしないこと

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は

第一点は、年金の最高限度を現行の年額十二万円

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案は

まして、そのおもな内容は次の三点であります

第一点は、一預金者の貯金総額の制限額を現行の十

最後に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

以上、四法案につきまして法案の提出理由及び内容

きましては、年金を受け取るべき権利に対する差

四法案の質疑を打ち切ったのであります

以上、御報告申し上げます

以上、御報告申し上げます

全員一致をもってこれを議決。最後に、郵便年金法

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認め

午後二時四十五分休憩

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認め

昭和三十年五月二十六日衆議院会議録第十九号 昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)外二件

昭和三十年五月二十二日 衆議院會議録第十九号 昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)外二件

○議長(金谷秀次君) 昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)、昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第一号)、昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)、右三件を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

○議長(金谷秀次君) この際一言申し上げます。ただいまブラジル重工業視察団団長、上院議員、労働商工大臣ナボレオン・アレソ・カストロ・ギマラス氏及び傍聴席に見えておられますから、御紹介いたします。

〔拍手〕

○議長(金谷秀次君) 昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)、昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第一号)、昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長牧野良三君。

昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第一号)
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔牧野良三君登壇〕

○牧野良三君、委員会の報告をいたします。

ただいま議題となった六月分暫定予算に關する三案は、去る五月十七日予算委員会に付託せられ、委員会においては、かねて審議中の総予算案とあわせ審議を進めておりました。しかるところ、昨二十五日、本暫定予算案につき、各党代表者の総括質問が行われ、その結果、本日午後に至り討論、採決の結果、原案の可決を見るに至つたのでございます。よって、ここにその内容と審議の経過とを御報告いたします。

当初、政府の予期したところに反しまして、四月及び五月の暫定予算のほか、さらに六月分を提出するの余儀なきに至りました事情につき政府からこれを述べられ、やむを得ざるものと認められたのでありますが、この上さらに七月分の提出を余儀なくされるような事情に陥らないよう政府に対して十分

分な注意を促したのであります。同時に、委員長は、また、政府をさうな事態に陥らしめないよう十分注意しなければならぬことを痛感いたしましたのでございます。

すでに述べたように、四月、五月の暫定予算は、事務的な経常費を最小限度に計上することを趣旨としたのでありましたが、この六月分は、一カ月の経常費のみでなく、予算成立に至るまでの経済的並びに財政的影響を考慮し、最小限度ながら、各種の年間事業計画に支障を来たさぬよう配慮せられたのでございます。今、その内容を簡単に報告いたします。

第一、一般会計において歳入総額は六百六十億余万円でございまして、歳出総額は千二百八十九億余万円で、差引不足が六百二十八億余万円となります。右歳入の不足分は国庫余裕金をもつてまかないまして、予算の執行には差しつかえないようにできております。万一支障を生ずる場合には、大蔵証券を二百億円の限度内で発行ができることになっております。

〔議長退席、副議長登壇〕

第二、歳出のおもなものについて報告します。

本暫定予算案は、人件費及び事務費の一カ月分のほか、特に注意すべきものは、六月中に支給することを要する公務員の夏季手当でございます。これが六月分暫定予算の大事な点の一つで

ありまして、所定の〇・七五カ月分、すなわち五十七億四角がこれに計上せられております。次は、二として、公共事業費及び食糧増産対策費、これが合計三百六十六億四角計上されております。これを四、五月両月分の暫定予算と合せますと、三十年度の年総額の約三分の一に該当することとなり、

全年度にわたり遺憾なきを期することができると思はれます。三、次は積雪寒冷地事業費並びに災害復旧事業費等であり、これを四、五月両月分の暫定予算と合計いたしますれば、年総額の約二分の一に該当することとなりまして、もつて地域的にも時期的にも影響の多いこの費目に十分な考慮が払われておることを知る事ができるのでございます。大体右のような措置によりまして、年間事業計画は大体支障なきを得ることと思はれます。

次に、地方財政について報告します。これについては、義務教育費のほか一般の補助費も所要額が計上され、また、地方交付税交付金のうち、普通交付税分は年間の四分の一に当る三百十九億四角が計上されて、地方財政の健全な運営に遺憾なきを期しております。

第三、財政投融资について申し上げます。これは、資金運用部資金等の配分により、農林公庫、中小企業公庫その他で合計六十億が支出され、これで

所要の措置が一応講ぜられたものと思はれます。

次は、特別会計及び政府関係機関予算であります。これはすべて一般会計に準じて編成せられており、特に企業会計については、事業の円滑な遂行に遺憾のない配慮が行われております。

右の暫定予算案に關し、委員会は十分注意すべき重要な質疑応答が重ねられております。ついでには、その詳細はすべて諸君が会議録を御参照されたいと存じます。

討論に先立ち、日本社会党両派より本暫定予算案の編成がえを求めた動議が提出され、その趣旨が明らかになりました。その内容につきましては、また同じく会議録を参照せられんことを希望します。

討論の後、採決の結果、編成がえを求めた動議は否決されまして、暫定予算補正三案はいずれも政府原案の通りに可決いたしました。

以上をもつて委員長の報告といたします。(拍手)

○副議長(杉山光治郎君) 赤松勇君外十六名から、昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)外二件の編成がえを求めるの動議が提出されております。この際その趣旨を許します。

岡良一君。

昭和三十年年度一般会計暫定予算補正(第1号)、昭和三十年年度特別会計暫定予算補正(特第1号)及び昭和三十年年度政府関係機関暫定予算補正(特第1号)及び昭和三十年年度政府関係機関暫定予算補正(特第1号)の編成を定める動議

昭和三十年年度一般会計暫定予算補正(第1号)、昭和三十年年度特別会計暫定予算補正(特第1号)及び昭和三十年年度政府関係機関暫定予算補正(特第1号)については、政府は撤回し、左記要綱により速かに組替えをなし、再提出することを要求する。右の動議を提出する。

昭和三十年五月二十六日

提出者

- 赤松 勇 久保田鶴松
- 武藤運十郎 阿部 五郎
- 田中謙之進 田中 裕男
- 伊藤 好道 柳田 秀一
- 志村 茂治 柳田 勇
- 今澄 勇 井堀 繁雄
- 岡 良一 小平 忠
- 杉村沖治郎 西村 榮一
- 三宅 正一

賛成者 野野武一外百三十七名

一 政府案の生活保護費、失業対策費は、昭和二十九年予算経費の月別比率よりみれば、はるかに減額されており、これでは本年度は経費不足が明らかであるので、これを増額する必要がある。

二 政府案の義務教育費国庫負担金は、本年度の小学校児童増加に相当する経費が計上されていないので、これを増額する必要がある。

三 右の社会保険関係経費並びに義務教育費国庫負担金の増額に伴う地方財政の負担増加分は、地方財政の現下の窮状にかんがみて、これを地方交付税交付金の増額によつて補ふ必要がある。

四 政府案の水稲健苗育成費は、本年度の食糧増産の目標からみて不足しているのを、これを昭和二十九年年度額に増額する必要がある。また、本年度政府案は農薬購入補助金を全廃したが、これは食糧増産に支障をきたすので、昭和二十九年年度額に計上する必要がある。

五 公務員給与の夏期手当は、現在の公務員給与水準が人事院勧告額にも及ばない現状にかんがみて、〇・二五箇月分増額する必要がある。

六 政府案の防衛庁費のうち器材費と艦船建造費は削減する。

七 右の支出増加による歳入総額に対する差引歳出超過は、国庫余裕金及び大蔵省証券の発行によつて充分まかなわれるものである。上述の理由により政府提出案を左の通り組み替へるべきである。(単位百万円、百万円以下切りす)

項目	政府案(百万)	組替案(百万)	増減(百万)
歳入総額	三、八〇〇	三、八〇〇	〇
歳出総額	三、八〇〇	三、八〇〇	〇
差引歳出超過額	三、八〇〇	三、八〇〇	〇
歳入内訳			
1 租税及び印紙収入	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
2 官業益金及び官業収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
3 政府資産整理収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
4 雑収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
歳入内訳			
1 生活保護費	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
2 児童保護費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
3 遺族、留守家族など援護費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
4 社会保険費	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
5 失業対策費	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
6 結核対策費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
7 義務教育費国庫負担金	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
8 国立学校運営費	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
9 文教施設費	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
10 育英事業費	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
11 国債費	三、七〇〇	三、七〇〇	〇
12 文官などの恩給費	三、七〇〇	三、七〇〇	〇

13 旧軍人遺家族など恩給費	九、〇〇〇	九、〇〇〇	〇
14 地方交付税交付金	三、三〇〇	三、三〇〇	〇
15 防衛支出金	〇	〇	〇
16 防衛庁経費	七、七〇〇	七、七〇〇	〇
17 治山治水事業費	九、五〇〇	九、五〇〇	〇
18 道路港湾等事業費	九、七〇〇	九、七〇〇	〇
19 食糧増産対策事業費	六、四〇〇	六、四〇〇	〇
20 災害復旧事業費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
21 被害復旧事業費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
22 住宅対策費	三、八〇〇	三、八〇〇	〇
23 農業保険費	三、三〇〇	三、三〇〇	〇
24 雑件	三、四〇〇	三、四〇〇	〇
25 夏期手当増額分	〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
合計	三、八〇〇	三、八〇〇	〇

〔国民一君登壇〕

○岡原一君 私は、日本社会党両派を代表いたしました。ただいま議題となつております昭和三十年年度一般会計暫定予算補正(第1号)外二件に關しまして編成かえの動議を提出いたし、あわせて政府原案の撤回を求めらるるものであります。(拍手)

われわれが政府原案の撤回を求めます根本の理由をいたしましては、四月、五月に引き続き、ここに重ねて六月分も暫定予算を編成いたさねばならぬといふ、その原因と責任の所在を明らかにいたしたいと思つております。

言うまでもなく、昭和三十年年度一般会計並びに特別会計の歳出の総額は二兆二、二百億をこえておる。これに政府関係機関の歳出を含めれば、またさらに地方財政の規模九千八百億を加えるならば、三兆八千億になんなんといたしておるのであります。中央地方の資金配布の重複を除くといつても、実に本年における国民総所得六兆三千二百億の半ばをこえるものであります。従つて、これらの資金の配布が順調に円滑に参るか参らないかということが国民経済に与える影響といふものは、まことに重大と申さねばなりません。しかるに、四月、五月に引き続き、六月分も、多少の考慮は加えられたとはいへ、暫定予算をもつてまかない切らうとする、今日国民経済に与えているこのゆゆしい影響といふものは、何ら解消されるものではないのであります。

しからば、このような暫定予算をもつてという、このような予算の編成がなぜに起つたのであるか。その原因は、ひとえに政府の無能力と、その意

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 昭和三十年度一般會計暫定予算修正(第一号)外二件

一九二

慢と、かつは無責任に大きな責任があるものと値するのではありません。たとえば、防衛分担保削減の交渉経過に見ましても、これは本年の一月早々から、あるいはアリソン大使やラドフォード提督との間に瀬路の交渉が始められ、じんぜん百数十日を費しまして、ついに予算を執行すべき本会計年度に入つて、四月中旬によりやくその妥結を見たのである。このようにいたしまして、予算の本格的審議が政府の無氣力な防衛分担保削減の折衝にたたられて著しくおくれた。これが予算審議の結果においては、総選挙の途中においては、二百億の分担保は削減をする、うち百億は住宅建設等に回すなどと言いつながら、千三百二十七億は依然として据え置かれ、来年、再来年においてはさらに防衛関係の支出百五十四億が義務づけられてしまつておるのである。その結果としては、予算の編成権という憲法の条章に明らかなる政府の重大なる國務の自主性が國民によつて疑われるに至つては、まことに取り返しのつかぬ痛恨事と言わなければならぬのであります。(拍手)

あるいはまた、その無責任は、われわれは予算審議の傍頭において防衛年次計画を資料として提出を求めたのであるが、いまだに防衛庁の試案さえも提出されておらないのである。今回における予算審議のわれわれの最も重大な関心事は、政府の経済六カ年計画と、これと不可分にある防衛年次計画の予算的關係にあつたのである。にもかかわらず、われわれの要求を退け、防衛年次計画といふものは明らかに國會の予算審議権に対する政府の重大なる輕視であると言わなければならぬ。しかも、その結果、裏においては堂々と再軍備のコースが進められ、政府の抱いておる卵は、平和を象徴するハトの卵ではなく、國際的な猜疑と緊張のヘビの卵ではないかといふこと心配いたしておるのである。このような形において、まず政府の無責任が予算審議の滞滞の大きな原因となつておる。

次にまた政府の怠慢を指摘しなければならぬのは、われわれは、今國會の傍頭において、議院運営委員会においても、予算委員会においても、予算を伴うところの法律案はいち早く國會に提出すべきことを要求しておる。にもかかわらず、五月二十日現在において、予算を伴うもの九十八件のうちで、わずかに五十七件しか國會に提出を見ておらないのである。法律に基いて予算を執行すべき政府が、法律に基いて予算を執行すべき行政が、予算を伴う法律案を提出することなく、國會に予算の審議を強制するといふのは、三權分立の建前を乱すものと言わなければならぬ。(拍手)その意味において、われわれは、歴代の吉田内閣に對しても、正しく国会運営のルールを確立を要求したのである。鳩山総理は、開會の傍頭において民主政治の確立をうたいながら、しがも今日、このようにして、怠慢にも國會運営のルールといふものを踏みにじて頼みないものである。このようならゆる事情といふものが、今度ついに予算審議の滞滞を來たし、ここに六月分の暫定予算を組まなければならぬことになり、國民經濟に大きな不安と動揺を与えねばならぬといふ失態を起したのである。更にその責任は政府にあることを銘記せられたいのである。

また、今日伝えられるところによれば、保守結集の動きに關して、あるいは鳩山総理が引退せられることが予算案の無修正成立の条件になるとか、ないとか、その時期がいつであるとか、後継者がだれであるとかいふことが広く全國の新聞によつて世上に伝えられておる。このようなことがあつてはならないと思つたが、このようなことがあるならば、政府はみずから予算の成立、その執行に對するところの誠意を欠くものである。同時にまた予算に盛り込まれたる公約実現の責任を回避するものであると言わなければならぬ。今度の國會は、諸君も御存じのことく、特別國會である。総選挙のあとを受けて、ここに鳩山内閣は國民の負託を受けて成立しておる。この内閣がみずから首班の進退をかけて保守結果の道を歩むといふことがときに至つては、予算の執行、公約の実現に對する責任を欠け、更に責任内閣の本分を忘れてた醜態と言わなければならぬのである。(拍手)

このような意味において、われわれは、政府原案の撤回を要求すると同時に、ここに共同の組みかえの動議を提出するものであります。

その内容については、お手元に配付をいたしました資料について御検討をお願いしたのであります。われわれの本編成がえ動議の内容は、國を守る前に守るに足る國を作るべきであるといふ原則によつて貫かれておるのであります。義務教育費、國庫負担金、地方交付税金の十二億の増、あるいはまた社会保障関係費における二十億の増と、國を守るよりも守るに足る國を作る、この建前において、われわれは、これらの内政費における所要の経費の増額を要求すると同時に、また防衛庁費につきましては、すでに今日明らかになつたごとく、あるいはジェット機の編成あるいは重爆撃機の発着のため、の滑走路の拡張など、すでに自衛隊が攻撃的な性格を帯びるにんがみ、これに伴うところの機材や軍艦のための経費等はこれを削減したのであります。なおまた、われわれは、この動議の中において、夏季手当一カ月分、

従つて所要の経費五十億を要求いたしております。政府は、この暫定予算においても、依然として行政費二割天引きを強行しておられる。しかしながら、昨年のデフレ政策の実施以来物価は五分下つておりますが、その後は依然として横ばいであり、あるものは漸騰の気配をさし示しておる。従ひまして、このような形において官庁において行政費二割天引きを強行するということになれば、物価と強行天引きの間にはみ出した公務員の諸君は、首切り、行政整理のやり玉にあげられるよりいたし方がない。この意味において、われわれは、公務員の夏季手当はとりあえず一カ月分、〇・二五、五十億の増額を計上し要求いたすものであります。

以上が、われわれの政府原案に對する撤回の理由であり、同時にまた兩派共同の組みかえ動議の内容であります。どうか各位の御賛同を賜わらんとを念願いたしまして、私の説明を終えたいと思つております。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これより討論に入ります。村松久君君。

〔村松久君登壇〕

○村松久君 たいだいま議題となりました昭和三十年度一般會計暫定予算修正(第一号)外二案につき、日本民主党を代表し、原案に賛成し、日本社会党提出の組みかえを要求する動議に反対するものであります。

本予算の基本方針を見ますと、三
 十年年度予算案がすでに提出されてお
 りまする現在、この予算を基礎として
 大よそ月割計算に従って編成されてお
 ることは言うまでもありません。しか
 し、また、暫定予算を実施することに
 よって経済生活に与えることのあるや
 き影響をできるだけ緩和しなければなら
 んのでありまして、この点を配慮し
 つつ、各経費についてはその所要額を
 適切に勘案計上するといふ基本的な考
 え方をとっておることが、まず目につ
 くのであります。前回の四、五月分の
 暫定予算におきましては、その編成当
 時まだ本予算案ができておらず、おらな
 かったのみならず、一般暫定予算の性
 質上、その内容は、政策的なものは一
 切除外をし、前年度予算を基準として
 て、その事務的な経常費のみについ
 て、その最小限度の所要額を計上する
 という方針をとったことは、御承知の
 通りであります。今回の六月分暫定予
 算は、さらに継続して二カ月間の暫定
 予算を実施する結果を考へまして、経
 済に与える影響を、特に本予算通過の
 場合の年間事業計画の完全円滑な遂行
 に支障を与えることのないように配慮
 をして、その所要額を計上しておるの
 であります。この点は、前例にも沿
 い、また時宜に適したものととして、全
 面的に賛意を表するものであります。
 もちろん、新規経費につきましても
 は、法律の制定ないし改正を必要とい

たしますものは計上しておりませ
 ぬし、その他のものにつきましても、時
 期的な関係その他の理由によって、特
 に六年中に支出負担を必要とするもの
 に限って所要額が計上されたにすぎま
 せんが、これは、暫定予算の性質上、
 この程度の制約はやむを得ないところ
 でありまして、本予算のすみやかな
 る通過によってこれを補い得るものと
 信ずるのであります。
 以下、私は、順を追って、この予算
 案の二、三の問題について簡単に考え
 てみたいと思つております。
 まず一般会計の暫定予算案でありま
 す。

第一に、補助費につきましても、
 五月の暫定予算には原則として計
 上されず、ただ義務的なものであつ
 て、特に四、五月中に支出を必要とす
 るものに限って計上されておりました
 が、今回は、原則として、すでに計上
 いたしました額と合せて第一・四半期
 分の所要額となるように、補助金を全
 般的に計上されております。これは、
 四、五月暫定予算の際の衆議院付帯決
 議の趣旨に沿つたものでありまして、適
 切なる措置と語りべきであります。た
 だ、補助金等の臨時特例法の対象とな
 っており、また、補助金及び三十二年
 度に新たに整理対象となり、また、補助
 金等を今回の暫定予算に計上しており
 ません点には多少問題が残されてお
 ると思われまますが、これは、別途法律

ないし本予算案の審議において、補助
 金そのものの存続の問題として検討し
 て、その結果に従うべきものと思つて
 あります。
 第二に、公共事業費及び食糧増産対
 策事業費につきましても、四、五月分
 の暫定予算には、災害復旧事業費等を
 除く補助事業費は原則として計上をし
 ない、直轄事業費についても継続事業
 費のみを計上することになっておりま
 したが、今回の暫定予算においては、
 補助、直轄の区別なく、四、五月分の
 暫定予算と合せて年額の三分の一程度
 となるようになっております。また、
 北海道、東北、北陸等のいわゆる積雪
 寒冷地帯の事業費につきましても、
 四、五月分の暫定予算と合せて年額の
 二分の一程度となるように所要額が計
 上せられ、住宅施設費、文教施設費、
 官庁官署等の施設費に四し、また、
 も、公共事業関係費同様、所要額を計
 上しておられますが、これらはすべて
 事業の性質、地域の特異性に順応した
 るところの適切な処置と語りべきで
 あります。従つて、事業の実施に当り
 ましては、この特段の予算措置をした
 事情にかんがみて、政府は、これらの
 趣旨を十分に生かすように特に努力す
 べきであると思つております。

次に、地方財政につきましても、前
 同様、公共事業関係費及び一般補助費
 について所要額が計上せられ、地方
 交付税交付金のうち、普通交付税につ
 きましては年額の四分の一、三百十九
 億円を計上しまして、地方公共団体の
 資金繰りにも考慮をめぐらしておりま
 することは、まことにけっこうと思つ
 つてあります。
 特別会計及び政府関係機関の予算並
 びに財政投融資につきましても、妥当な
 るものと認められるところでありま
 すが、実行に当たっては、暫定予算の性
 質上、これに伴う影響を最小限度にと
 どめるように十分配慮されんことを特
 に要望するものであります。
 以上、三案に対して私は賛成の意見
 を述べたのでありますが、両社会党
 より提案をせられたる組みかえ案
 については、ただいま原案賛成の理由
 のうちに申し述べましたことを援用す
 るに十分であると思つております。
 しかしながら、きわめて簡単に、一、
 二点についてはその批判をいたしてみ
 たいと思つてあります。
 生活保護費、また失業対策費、養
 育教育費の国庫負担金は、いずれも三
 十年年度本予算においては増額となつて
 おりますことは御承知の通りであります。
 その増額せられたる本予算の金額をこ
 の月分として配分したものでありま
 すので、従つて、この六月分暫定予算にお
 いても、従前に比して増額せられてお
 ることは言うまでもないのであります。
 ただ、生活保護費に關しましては、三
 十年年度の本予算案においては、数字の
 面において、総額には減額のように記
 載せられておるのでありますけれども、
 も、前年度の赤字、前々年度の赤字の
 差引上より考へてみますると、実質的
 には大きな増額となつておるのであり
 ます。十一億円を越したところの増額
 であります。従いまして、この増額分
 をもつていたしますならば、この六
 月の期間において十分にこれらの諸経
 費をまかない得ることは言うまでもな
 いのであります。この場合において、
 組みかえの要求動議には、まずこれら
 の経費を増額せよと語り、この増額は
 すでに実現をしておる、私はこうい
 う反駁をいたしたのであります。さら
 にまた、その財源について述べるとこ
 ろはきわめて少いのであります。けれ
 ども、財源として認めらるべきもの
 は、まず防衛庁費の減額二十五億八千
 万円でありまして、それによって足りな
 いものについては国庫の余裕金を回せ
 と語り、大蔵証券をもつてまかなえ
 と語り、しかしながら、今組みかえ動議
 に要求せられたる六月分の七十一億円
 という金額は、これを年間に通算いた
 してみますならば、ちょうど、あた
 かも防衛庁費の総額に當つておるので
 あります。そうして、その総額の中か
 ら三十五億円をこの月分に差し引き、
 一方は臨時的の性質を持つもの、また
 単なる資金繰りの性質を持つところの
 大蔵証券である。他方においての支出
 は恒久的なる支出であるのでありまし
 て、かように一時限りの財源をもつて

昭和三十年五月二十六日 衆議院会議録第十九号 昭和三十年年度一般会計暫定予算修正(第一号)外二件

のであります。政府のインデキ統計によりまして、完全失業者は、現在すでに八十万をこえ、昨年比し二十万の増加であります。しかるに、失業対策費は、わずか五万人分だけを加えて、二十二万人分の就労を見込んでいるにすぎないのであります。しかも、失業者数は今後増大するばかりであります。日本の経済の繁栄は輸出の増大にかかつており、輸出の増大のためには生産コストの引き下げを必要とするのであります。たとへば、その一方策として近く政府が国会に提案しようとしておる石炭工業合理化法案のごときも、結局大損失を生み出すにすぎないのであります。

最後に、私は、公務員の夏季手当の増額の必要を強調したいと存じます。現在、公務員の給与水準は、人事院勧告を無視して、きわめて低位に押えられておる実情であります。公務員の低給与は一般労働者の低賃金に通じ、さらにそれは農民の低米価に通じるものであります。これは独占資本の冷酷な要請であります。公務員及び公社職員は、低賃金が、労働強化と相俟つて、その非能率、不正及び事故の根因であることとを、この際政府は特に反省すべきであります。(拍手)しかるに、公務員の夏季手当が、本年度も、六月分暫定予算案において、わずか〇・七五カ月分しか計上されていないのであります。昨年は苦しい操作によって実質的には

一月分に達したようではありますが、民間企業との均衡も考慮して、少くともこれを〇・二五カ月分の増額を見るように主張するものであります。以上の観点に立つて、私は両派社会党の六月分暫定予算組みかえ三案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 植木庚子郎君。日本経済の繁栄は輸出の増大にかかつており、輸出の増大のためには生産コストの引き下げを必要とするのであります。たとへば、その一方策として近く政府が国会に提案しようとしておる石炭工業合理化法案のごときも、結局大損失を生み出すにすぎないのであります。

本議案は、まさに当院におきまして付帯条件付で可決せられましたところの四、五カ月の暫定予算に追加せんとするものであり、将来年間予算成立の場合、これを一括使用せられるものであります。昭和三十年年度の年間予算案は、目下予算委員会において審議中であります。もつぱら政府の不誠意、不手ぎわ、無為、怠慢によりまして、その五月中成立は全く不可能に相なつておるのであります。私は、もつぱら政府の無為、怠慢によつてと申します。何となれば、鳩山内閣は第一次の組閣以来すでに六カ月になんなんとしております。第二次の組閣からでも、もはや二カ月をこえておるのであります。

す。ところが、現内閣は、数多くの国務中でもきわめて重要な国務であり、またこのころの予算編成につきまして、遊蕩なから真剣さ、誠意を欠いており、不手ぎわと怠慢の連続を認めざるを得ないのであります。

第一には、鳩山内閣は、その第一次組閣後月余を経た本年一月に第二十二回国会が再開となりまして、世上いわゆる選挙管理内閣をもつてみずから任じ、いわゆる所信演説や選挙対策に没頭せられ、なせうとすればなし得るはずの新年度予算の編成、提出を怠り、加うるに予算編成大綱と称する一種の宣伝文書とでも言いたいものを出しまして、これでお茶を濁しておつたのであります。

第二には、総選挙後の三月に第二十二回の現国会が召集せられてからも、なお新年度予算の提出せず、ついに年度末も押し迫つた下旬の半ば近くにありましてから四、五カ月の暫定予算案を提出せられたにすぎないのであります。その際、政府は、われわれ野党側の要請によりまして、閣議決定さえ経てない、「昭和三十年年度予算の骨格に關する大蔵大臣の構想」という一夜作りの文書を提出せられただけであり、審議上の不都合は申すまでもありません。いかに選挙管理内閣であつたとは申せ、総選挙は二月中に終つております。いかに第二次組閣後日なお浅かつたとは申しながら、総理、副総理

以下、ことに予算編成の責任大臣たる大蔵大臣は、その他主要閣僚とともに第一次以来引き続いて留任しておられ、それぞれ閣政に當つておられたのであります。なせうとすればなし得る問題であつたのであります。そもそも、ある年度の予算をその前年度の通常国会に提出いたしました国会の審議に付すべきことは、憲法の精神に照らしまして、財政法の規定にかんがみまして、はたはた多年の慣習に徴し、政府のなすべき重要な国務であり、内閣の守るべき当然の義務であります。しかも、鳩山内閣は、これらの法規、慣例を無視して、ついに前年度中に新年度予算案の国会提出を履行しなかつたばかりでなく、その努力さえなかつたのではないかと認められるほどであります。

第三には、新年度予算案の提出は、防衛分相金交渉の不手ぎわからであり、ましようか、あるいは地方選挙対策からでありましようか、それは存じませんが、国会に対する政府の冒険よりもおられること毎、年度が開始いたしましたから一カ月近くにもなつてからであります。加ふるに、あるいは七十五件といひ、あるいは四十五件といふところの予算に伴う法律案中、この暫定予算補正案が提出せられました五月の十七日現在における提出済みの数は、わずかに八件にすぎません。予算

委員会から要求しました資料中、同日現在で提出せられたものは、これまた約半数に満たないといひありさまであります。何と、休たたくてございませうか。

かような状況下におきまして、本年度の年間予算案の五月中成立が不可能となつておることは、あまりにも当然であります。さらに、今後の推移、いかにしましては、七月分の暫定予算案に必要の勢いにならうとしておるのであります。私は衷心よりこの点をおそれるものであります。しかも、それは、もつぱら政府側の不誠意、不手ぎわに由来するところであり、また、もつぱら政府の責任に歸すべきものであることは、全く明瞭でございます。

申すまでもなく、暫定予算の連続は、中央、地方を通じて、行政全般の運行に對しまして非常なる不利益を招来するのみならず、国民経済の円滑なる運営に對して、重大なる悪影響を及ぼすものであります。今や、わが国経済の発展をはかり、国民生活の安定、向上を期することは喫緊の要務であります。にもかかわらず、じんぜん数カ月及んで財政的欠陥を続けて参りますことは、われわれのきわめて遺憾とするところでありまして、この機会において、政府の深甚なる反省を促し、警告を発しておきたいと存する次第であります。(拍手)

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 昭和三十年年度一般会計暫定予算補正(第一号)外二件

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議第十九号 日ソ国交問題に關する重光國務大臣の演説

【副議長退席、議長着席】

さて、今回の暫定予算補正案は、さきに成立しました四、五月分の暫定予算と異なりまして、目下審議中に属する本予算案を基礎としたしており、これを一般会計について見ますと、四、五月分と合せまして約二千九百億円であります。六月末までに支出または支出負担を要するものとのこと

でございます。他の特別会計及び政府機関につきましても、おおむねこれに準じておるとのことでございます。従いまして、金額的には必ずしも全般的にこれに反対のではありませんが、その内容の細部に至りましては、必ずしも喜んで賛成することはいいたしがたい部分もないことはないものであります。以下、若干の意見を申し述べてみたいと存じます。

まず補助費につきましては、今回は、すでに成立いたしました分と合せ、かつ地方公共団体に対しまするといなどを問はず、おおむね全般的に三カ月分を計上いたしておるのであります。これは、先般暫定予算可決の際、わが党の要求による付帯条件の趣旨を部分的ながら尊重したものと認められるのであります。しかしながら、われわれの要求を満たしておらない点がおおそに残つておることは、はなはだ遺憾にたえないのであります。地方財政の窮乏に対処いたしますために、地方交付税交付金につきまして、これ

またすでに成立した分と合せて半年分を計上いたしておりますが、また公共事業関係費、補助費等におきましても若干の配慮がなされておるのでございませぬけれども、まだまだ不十分と申すほかございませぬ。

われわれのここに心配をいたしております点の一、二を申し上げます。第一には、今回同様第一・四半期を暫定予算でもつて通しました昭和二十八年度に比較いたしますと、二十八年度におきましては、歳入不足の通計が第一・四半期におきまして五百五十億円であつたのでございませぬが、今回の歳入不足は実に九百五十億円にも及んでおることでありませぬ。すなわち、政府の原案によりまして、本年度は一兆円というワケに轉られておるといにかかわらず、その第一・四半期におきまして二十八年度よりもはるかに多額の財政資金がばらまかれまして、第二・四半期以降の資金繰りの調整が果して円滑に行かどうかという

ことにつきまして、少からぬ心配があるのであります。第二には、財政投融資にかなりの問題があることでもあります。さすがに、暫定予算のゆえをもちまして、一般会計からの出資投資を計上することは、いたしてございませぬが、そのかわり、もっぱら資金運用部資金、簡保資金等に依存いたしておるのであります。従いまして、政府の資金繰りがきわめて窮乏になっておるのであります。果して本予算の成立までまかなつていくことができましようか、いかがでしょうか。まことに心配の点があります。

第三には、目下審議中の本予算案が、超デフレ的政策、換言すれば強度の不況政策を基調といたしてありますだけに、産業経済の萎縮が招かれ、国民生活の低下を来たすのではなからうかと思はれるのであります。すなわち、本年度の景気の見通しは先行きすこぶる不安なのでございませぬが、それにもかかわらず、手続的措置が十分にとれていないのであります。たとえば生活保護費の問題、失業対策費の問題のごとき、これでありませぬ。

【賛成者起立】

提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて赤松勇君外十六名提出の動議は否決されました。

次に、昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)外二件を一括して採決いたします。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて三件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日ソ国交問題に關する重光國務大臣の演説

臣の演説

【賛成者起立】

提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて赤松勇君外十六名提出の動議は否決されました。

次に、昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)外二件を一括して採決いたします。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて三件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日ソ国交問題に關する重光國務大臣の演説

臣の演説

【賛成者起立】

提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて赤松勇君外十六名提出の動議は否決されました。

次に、昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)外二件を一括して採決いたします。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて三件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日ソ国交問題に關する重光國務大臣の演説

臣の演説

【賛成者起立】

提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて赤松勇君外十六名提出の動議は否決されました。

次に、昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)外二件を一括して採決いたします。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて三件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日ソ国交問題に關する重光國務大臣の演説

臣の演説

わけてここに明らかにいたしたいと思
う次第でございます。(拍手)

御承知のごとく、ソ連は、サンフラ
ンシスコ平和条約の調印を拒否いたし
まして以来ずっと同じ態度をとり続け
て参つたのでございますが、国際情勢
の変化に伴い、昨年半ばごろよりその
態度を改めて、日本との平和正常の関
係を回復するに異存のない意思表示を
なすに至りました。昨年十二月鳩山内
閣成立直後、両国間の戦争状態をすみ
やかに終らしめ、平和の正常関係を回
復したい日本側の意向にこたえまして、
ソ連側はこれに賛意を表するものであ
るとの趣旨を声明いたしました。越え
て一月二十五日以来数回の往復を経
て、二月十六日、日ソ関係の正常化を
目ざしてとり得べき諸措置について意
見の交換をするに、双方の合意が成
立いたしました。交渉の場所につきま
しても、四月二十六日、ロンドンとい
うことが決定いたしました。ここに
おいて、わが方は、全権委員として外交
の経験に富む衆議院議員松本俊一前
駐英大使を任命することに決定をし
て、これに関し国会の御承認を得た次
第でございます。松本全権は不日出発
し、六月初めに開かるべきロンドンに
おける交渉に入ることに相なつておる
次第でございます。

以上で明らかになりましたように、
今回の交渉の目的は、日ソ両国の関係
を正常化することを目的といたしまし

て、両国が相互に受諾し得る条件を発
見するために交渉を開始するわけでご
ざいます。すなわち、戦争状態を終結
して平和を回復するための平和条約を
締結し、もつて国交を樹立して外交使
節を交換し得るようになすことが本交
渉の目的でございます。

平和を回復するためには、互いに他
の立場を認め、領土に対する主権を尊
重し、内政に介入せず、紛争は平和的
に解決するという精神を互いに確認す
ることが必要と思ひます。ソ連との間
には、戦争状態の結果として、いろい
ろな問題がありますが、今なおソ連に
抑留されておる同胞の釈放、帰還の問
題は、まづ先に解決をはかるべき問
題であると信ずるのでございます。

(拍手)さらに、北海道所屬の島々、千
島、南樺太等のいわゆる領土問題、北
洋漁業問題、通商貿易の問題、または
日本の国連加入の問題等、全國民のひ
としく大きな関心を持つておる問題が
多々あるのでございまして、これらの
問題につきましましては、國民的要望に
従つて、極力その解決に努力する所存
でございます。(拍手)

今回の対ソ交渉は重大な外交交渉で
あることは論を待ちません。かかる重
大な外交交渉につきましましては、全国
の力強い世論を背景とするにあらざれ
ば、なしに遂げ得るところではございま
せん。この点については、政府も極力

努力を惜しまないつもりでございま
す。

どうぞ、以上政府の所信を了とせら
れて、各位の有力なる御支持を与えら
れんことをお願いする次第でございま
す。(拍手)

日ソ国交問題に関する重光國務大
臣の演説に対する質疑

○議長(益谷秀次君) ただいまの演説
に対して質疑の通告があります。順次
これを許します。大橋武夫君。

〔大橋武夫君登壇〕

○大橋武夫君 私は、自由党を代表い
たしまして、重光外務大臣のただいま
の演説に關連し、日ソ交渉の根本方針
について、鳩山総理大臣に対し質疑を
いたす次第でございまして。

昭和二十年八月、ソ連の宣戦によつ
て日ソ間の平和が破れ、その後わが國
のボツダム宣言受諾によつて戦闘行為
は停止せられたが、講和条約は今
なおこれが締結を見るに至つておりま
せん。よつて、一日もすみやかに日ソ
兩國間の平和關係の確立を希望するこ
とは、わが國民としてもとより当然の
ことであります。(拍手)しかしなが
ら、今日の国際情勢下におけるわが國
の外交をいたしましては、自由諸國と
の協力關係を確立し、自由世界におけ
るわが國の地位の強化をはかることが
根本であつて、この線に沿つて全般の
外交を進めなければならぬというこ

とは、わが黨の常に強調してきたこ
ろであります。(拍手)また、現内閣に
おいても、施政方針の演説において、
鳩山総理大臣は、きわめて簡單ではあ
りますが、同様の方針を述べられてお
るのであります。しかるに、国会にお
ける鳩山総理大臣のその後の答弁等を
承りますると、この方針をどこまで
守るおつもりであるか、いささか疑念
を惹きはさまざるを得ない感じがいた
します。(拍手)

今日、鳩山内閣は、日ソ兩國の關係
正常化のための交渉に臨まれることと
なつたのであります。この交渉に際
しては、わが方としては、もとよりソ
連に対し幾多の主張すべき事情を持つ
ております。かかる主張を貫徹するに
は、自由諸國の完全なる支持によつ
て、わが國の國際的地位の強化される
ことが最も肝要であると存じます。
(拍手)ことに、本交渉と時期と同じ
うして、他方において英、米、仏、ソ
の四巨頭會議が催されます以上、自
由諸國の足並みがそろふというこ
とは、交渉の成否に至大の影響がある
と言わなければなりません。従つて、
自由諸國との協調というわが國外交の
基本方針の徹底は、日ソ交渉に際して
最も大切な事柄となる次第なのであ
ります。鳩山総理大臣は、今回の対ソ
折衝に當つては、この基本方針をあく
まで堅持しつゝ行動するといふ断固た
る決意を有しておられるかどうか。少

くとも、交渉の初めに當り、まずソ連
がサンフランシスコ条約体制を認める
かいなかを確認してから交渉に入る
というだけの用意を持つておられるかど
うか。まずこの点について第一にお答
えを願ひたいと存じます。(拍手)

第二に、今日、日ソ間における未解
決の問題として、未帰還同胞の引き揚
げ問題があります。抑留同胞の引き揚
げは前内閣以来逐次実施せられました
が、今なお相当多数の同胞が抑留せら
れておりますことは周知の事実であり
ます。しかも、これら同胞の抑留は、
ボツダム宣言に違反し、國際の法規慣
例にもとより、人道上からも黙視するこ
とのできない、明らかなる不法行為な
のであります。(拍手)従つて、この問
題は、今日、日ソ交渉の結果、兩國間
の關係の正常化がなるとならないとい
関係なく、二日もすみやかに解決されな
ければならぬのでございます。(拍手)

すなわち、この問題こそは全く國交調
整以前の課題であると言わなければな
りません。従つて、この問題について
は、当初から國交調整の問題とはこれ
を切り離して主張すべきものであり、
國交調整の問題と関連して取り上げ
るものでは断じてありません。(拍手)私
は、鳩山総理大臣がこの未帰還者引き
揚げ問題だけはどこまでも今回の國交
調整の問題と切り離して解決するお考
えであるかどうか、この点を明確に承
りたいと存じます。(拍手)

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議第十九号 日ソ国交問題に関する重光國務大臣の演説に対する大橋君の質疑

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議第十九号 日ソ國交問題に關する齋藤首相の演説に對する大橋君の質疑

第三に、今日、日ソ間においては、国交正常化に際し解決を要する幾多の懸案があります。領土問題、漁業問題、國運加入問題等がそれであり、本来から申しますならば、これらの問題の解決が初めて国交調整ということになるべきものと訂わなければならない。しかし、これらの懸案事項は、一つとして解決の困難ならざるものはありません。従つて、そのごとくが解決しなければ国交を回復しないとすれば、国交の回復は遠い将来の夢物語となつてしまひます。しかし、いやしくも調和条約を結ぶのであります以上は、少くとも和議の基本事項たる領土問題は解決されなければならぬという事は當然でございます。(拍手)ことに領土問題につきましては、わが國はソ連に對し当然主張すべき幾多の重要な事項を持つております。第一に、黄舞、色丹は言ふまでもありません。第二に、南千島については、千島、樺太交換条約以前から長年わが國固有の領土であつたものであり、ことに、サンフランシスコ公約においては、吉田全權はこの点を特に演説において明白にいたしておるものであります。第三に、北千島、南樺太については、鳩山總理大臣は返還を主張するということをみずから国会においても述べておられます。他のすべての懸案が解決しないといたしまして、少くとも調和の基礎

となるべきこれらの領土問題についての原則的な了解がなくては、調和の実は全く失われると言わなければならないと思ひます。(拍手)鳩山總理大臣は、従來、いろいろな機会において、まず第一は國交の回復であり、それができたら、だんだんに懸案の解決をはかるのであるという意味を述べられておりますが、これは明らかに本末の転倒もはなはだしと言わなければならないとせん。(拍手)今日、鳩山内閣の日ソ交渉に對する心がまえは、交渉に對するわが方の態度として、まず何よりも先に國交の回復をはかり、しこうして後に懸案の解決に進むという行き方をとるか、それとも、まず懸案の解決、少くとも領土問題についての原則的な了解を得て、その上で初めて國交回復をはかるという行き方をとるか、この点はぜひこの機会にあらためて明確にしたいと思ふことを、果して斷言することができ得るごさいませうか。

第四に、私は、今回の日ソ交渉におきき、事實上申しまして、ソ連が、引き揚げ問題を懸かかせるのでないか、そして、選挙の公約に引きつられ、現内閣が、切をあげるの余り、む

むむその情中に陥るのではないかと、いう点を、心から心配いたしておるのではありません。(拍手)先にも申し述べました通り、引き揚げ問題は、國交調整以前のことであり、國交調整ができてから、できるだけかかるべき必要事項は、先ず解決しなければならない問題であります。

(拍手)従つて、わが國が、これを引き揚げ問題と引きかえにすべきものでは、國交調整に當つては、これを引き

断じてありません。(拍手)少くとも領土問題と引きかえなければ、この交渉に伴つてわが方の現実の利益はなかつたといふ結果となるわけでございます。しこうして、引きかえるべき現実の利益がなくして、漫然國交の回復が行われ、使節の交換を見るに至つたと思ひましたならば、その結果はいかであるか、ましようか。ソ連の在外公館は、自由

主義に類例のない機構を備えておられます。百人、二百人という膨大な人員を擁し、しかも、そのうちには、正規の

外交官及び駐在武官のほかは、ソ連共産党及び國際共産党の指導連絡委員、ソ連國家秘密警察の諜報委員等を含む

一大拠点が國內に出現し、しかも、その多数の委員が外交官の特権のもと

に自由活動することに思ひをいたすとき、これに對処するわが國內の態勢

は現状のままで果して妥切たり得るか、きわめて憂慮にたえない点であります。

(拍手)鳩山總理大臣は、これに對する國內態勢についていかなる用意ありや、つまびらかに承知をいたしたいと存じます。

第五に、日ソ國交回復は鳩山内閣の選挙題目の一つでありました。今回の日ソ交渉は、その當然の跡始末としては、現内閣の力に比して、あまりに

も問題が大き過ぎるのであります。日ソ間の平和回復といふことは、國內に

何人も反對する者はありません。しかし、この問題は、いかに大きな問題

であります。従つて、この問題を処理するためには、もとより大きな準備が必

要となるわけでありませう。しかるに、現内閣のやり方は、不用意、無準備であつたために、今日までいろいろ遺憾

な点がありました。わが党としては、その都度、慎重に進まれることを要望

し、また警告して參つたところでありませう。

もとより、日ソ間の平和回復は、國民のひとしく望むところでありませう。しか

し、その平和には、わが方としての現実の利益が伴わなければなりません。

領土問題、漁業問題、國運加入問題等、平和に際し主張すべきわが國の現

実の利益については、政府は、どこまで積極的な責任を持つて必ず主張し、誠意を持って必ず獲得すべく努むべき

ものであります。今日、國民諸君が、共産主義の脅威を憂へながら、しかも

日ソ交渉にあえて大きな期待をいたしておることは、漫然たる國交の回復では断じてありません。それこそ、全國民の民族的主張ともいふべきこれらの問題についての現実の國家的利益が

交渉を通じて正しく守られるであらうといふことを心から希望すればこそなのであります。(拍手)もしこの希望が

裏切られるようなことがあれば、わが方としては、いたずらにソ連の平和

攻勢に利用せられ、ソ連の日本中立化政策の橋中に陥り、祖國を共産主義の脅威にさらすのみと言わなければならず

ませう。何分にも、ソ連相手の外交は一筋なわけでは行かぬことは、つとに世に

定評のあるところでありませう。私は、この交渉に臨む以上、政府は、十分な準備と、不退転の決意と、非凡なる忍耐と、賢明なる努力とをもつて、この交渉を突貫的にかちとるよう、最善を

尽されんことを切に望まざるを得ませう。(拍手)

しかしながら、目的の達成には、内國民の圧倒的支持と、外は自由諸國の全面的な支持とが必要なのであります。今日まで果して政府はこの内外の支持を確保する努力において欠けるところがなかつたと言ふては、おかしな話で、わが國の全權を伴つて鳩山總理大臣がにわかにあいつ回りをするならなはい、今日のありさまについては、政府のすので深く反省せられて

ごとく日ソ交渉の重大性を認識して他
党の協力を呼びかけるに至った気持ち
については、私もある程度理解できるつ
もりであります。しかし、おおよそ一つ
の問題について他人の協力を求める者
の態度として、その事を始めるや、他
人と協議しないで独断専行し、困難
なる途中に及んで、にわかには、他人
に、ついてきて手伝えと語りよるなこ
とが、正しいやり方と云えるでしょう
か。これでは、全国的な支持を期待
しても、期待する方が無理だと言うべ
きであります。そして、この関係は、
ひとり国内だけのことでありませ
ん。いやしくも自由諸国が多々の関心
と利害とを有している問題について、
不用意に第三国と折衝し、ために自由
諸国の疑惑を招くようなことでは、つ
いに孤立外交の危険に陥るのみで
あって、他国の支持と協力をとるゆ
えんではありますまい。私は、こうし
た内外のやり方について、鳩山内閣の
謙遜にして真摯なる猛省を切に期待す
る次第であります。(拍手)

また険しいことでありましょ。鳩山
総理大臣は、この重大かつ困難なる交
渉に際して、成功のかきとなるべき内
外の支持を今後いかにして得ようとな
さいませうか、御所望のほどを明快にお
示しいただきたいと存じます。(拍手)

「國務大臣鳩山一郎君」大橋君の御
質問に対してお答えをいたします。
自由諸国との協力態勢を推進するとい
うことを外交の基調とするは、
たびたび国会で申しましたことと、
これを外交の方針としております。言
うまでもないことと存じます。(拍手)
サンフランシスコ条約体制を認める
かどうかを確認してから交渉に入る用
意があるかというところであります。わ
が国がサンフランシスコ条約の上に
立っているというところは、ソ連はむろ
ん承知しているのですから、今さら確
かめなくても当然わかつていることと
思います。(拍手)

それから、引き揚げ問題を切り離し
て調整前に解決する用意があるかとい
うような御質問でありましたが、この
未帰還の抑留者の問題というものは、
全国の人々がだれしも例外なく非常に
熱望しておることと存じますから、
交渉には、一番先にこの問題を掲げて
交渉するということは言ってもいい
ことと存じます。(拍手)

それから、協力問題も、各派の協力
を急が私と考えたというわけでは
全然ないのでありまして、各派の協力
は自然と得られるものと思っておた
のであります。が、事志に反して、得ら
れなくなりそうになったということ
は、まことに遺憾に思っております。
しかしながら、国内の協力態勢を得る
という点について今日まで遺憾の点
がなかったとは言えます。今後は
万全を期しまして、内外の信、支援を
得て、所期の目的を達することに力を
注ぐつもりでございます。(拍手)

「領土問題」と呼ぶ者あり
領土の問題——つまり、このたびの
日ソ交渉というものは、戦争状態終結を
目ざして、戦争状態のなかつたように
するための国交調整なのであります。
戦争によって起ったところの諸問題、
あるいは領土の問題、あるいは未帰還
兵の問題とか、北洋漁業の問題だとか、
戦争によって起ったところの諸問題を
解決するというのが国交調整の目的
なんです。それから、そういう目的を達
することに努力するというところは、これ
も言わなくてもわかつておることであ
ります。(拍手)

「森島守人君登壇」
森島守人君
○議長(森谷秀次君) 森島守人君
○森島守人君 私は、日本社会党を代
表いたしました。ただいま重光外務大
臣より御報告のありました日ソ国交調
整の問題に關しまして、鳩山総理大臣

並びに重光外務大臣に対して、二、三
点について御質問をいたす所存ござ
います。(拍手)
交渉開始に至りました経緯におきま
しては、あるいはドムニツキー氏との
面接、あるいは会議地の選定、もしくは
は全權の人選等におきまして、総理と
外務大臣との間に意見の不一致のあり
ましたことは争うべからざる事実であ
ります。しかし、いよいよ六月初旬よ
り交渉開始の段取りに至りましたこと
は、まことに欣快の至りにたえない次
第でございます。(拍手)

だいたいの御説明を聞きましては、ただ
一片のおさなりの報告にすぎないの
であります。その間、世界の平和に
貢献せんとする熱意に至りましては、
その片鱗をもうかがい得ることは、
私の最も遺憾とするところでありま
す。

元来、ソ連との国交回復は、中共と
の国交回復とともに、わが党が議和会
議以来始終一貫提唱してきたところで
あります。現存する世界の緊張を緩和
し、自由、共産陣陣営の共存を促進
し、ひいては世界平和の増進に寄与す
るところをわけて大なることを確信する
次第でございます。この点、日ソ国交
の正常化に關する限りにおきまして、
わが党をいたしましては、政府を擁護
いたしまして、交渉の円満妥結を見る
がために協力を惜しまない次第でござ
います。(拍手)ただ、この間におきま

して、最も遺憾にたえませんことは、
国内におきまして、また国外におき
まして、日ソ国交の正常化を阻害せ
んとする試みのあることと存じます。
(拍手)対米追従外交に終始いたしまし
た吉田前総理並びにこれと思想を同
じゅうする人々は、今日においてもな
お、日米兩國の基本的関係もしくは中
ソ友好同盟相互援助条約の存在などを
理由といたしまして、日ソ兩國關係の
調整を妨害し、これを挫折せしめんと
の意図を持つておるようでございます
す。(拍手)他方、日本をあくまで自己
の陣営内に封じ込めんとするアメリカ
等第三國におきましては、日ソ交渉の
開始自体に對しこれを快しとし、
機会あるごとに干渉の措置にいするお
それのありますことは、あらかじめ
警戒しておかねばならないと存する次
第でございます。

ここにおきまして、私が第一に鳩山
総理大臣に対してお伺いいたしたいの
は、総理は、この内外両面から來たる
妨害的または干渉的措置を断固として
排除し、自主独立の立場から世界平和
のために日ソ交渉を妥結に導く決意を
有せらるるやいなやという点でござ
います。(拍手)さらに、最近、保守政
党の一部におきまして、保守勢力の結集
をはからんとする動きのありますこと
は、否定し得ない事実であります。も
し、日ソ國交の回復をはからんとする
民主党、これを快しとしない自由党と

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 日ソ国交問題に關する重光外務大臣の演説に對する森島君の質問

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 日ソ国交問題に關する重光外務大臣の演説に對する森島君の質

二〇〇

が合同ないし通牒をはかるがごときとがあらましたならば、日ソ国交調整自体に對していかなる影響を及ぼすかは、識者の一樣に懸念しておるところであります。かかる情勢のもとにおきまして、總理が、この際國會を通じて、内においては日本の全国民に對し、また外においては世界の輿論に對して、その所信と決意とを表明せらるることは、きわめて機宜に適した措置であると信じておる次第でございます。

なお、全権團の構成を見ますと、外務官僚独占の感なきを得ません。漁業、貿易などに関しましては、官民いずれの方面たるを問わず、広く國民的規模の上に専門家を起用する意向を有せらるるやいなや、また、今後交渉開始の上は、随時國會を通じて、でき得る限り交渉の経過を発表し、民意を問う等の方法によりまして、とかく官僚外交に墮せんとする重光外務大臣のやり口を排除し、國民外交の実をあげられる意図ありやいなや、總理並びに外務大臣の御所見を伺う次第であります。(拍手)

次に、交渉に臨む大体的方針と申しますか、腹がまえの問題でございます。私は、この際松本全権に對する訓令の内容を全部質問するような非常識のことはいたしません。また、交渉に臨む態度につきましても、もとより相手方のあることでございます。相手

方の出方を見きわめた上でなければ決定したい事情のありまますことは、了解に苦しむはたないものでございます。ともかくも相當の弾力性を持たすことが必要であると考えておる次第でございます。従つて、この際における基本的方針といたしましては、懸案の全部につきましてその完全な解決を終えた上で、日ソの國交の回復に移るといふのではなく、日本國民の國民的感情をも考慮に加へまして、抑留邦人の帰國の問題、領土問題中齒舞、色丹の返還につきましても、交渉の過程において確約を取りつけることに努力しまして、大体的見通しがつきますれば、この辺で一応簡単な条約を締結して國交回復をはかることが妥當であると思われるのでございます。

元來、ソ連相手の交渉は、第一次大戦後における日ソ基本条約の締結、また昭和八年より十年に至ります北滿鐵道の買収の経緯、または最近における歐洲の問題等から考えましても、相當長期間を要することはもちろんであります。その間幾多の紆余曲折を免れないものと覚悟しておかねばならないのでございます。かくのごとく見てきますと、すべての懸案の完全解決を前提といたしましては、すでにオーストリア問題も解決し、四國巨頭會議の開催についても一応の見通しがついており、力による解決より話し合いによる解決によつて世界の緊張を緩和せんと

する現下の世界情勢のもとにおきましては、日ソ國交を軌道に乗せる時期を逸するおそれも多いのでございます。かくのごとき場合におきましては、その他の懸案全部、未解決の領土問題、漁業、貿易、國際連合、文化交流等の諸問題につきましては、國交回復後期を逸せず直ちに交渉に入ることを条件とすべきことはもちろんでございます。(拍手)また、簡単な条約の内容をいたしましては、わが党におきましては、領土の相互尊重、内政不干渉、相互不侵略、互恵平等及び平和的共存の五点について原則的の了解を遂げること必要と考えておる次第でございますが、外務大臣のこの点に對する御所見はいかん、その見解の御開示を求めらるる次第であります。

期する上におきまして、いささか務が違ひではないかと存じておるのであります。従いまして、わが党といたしましては、日米安全保障条約及び行政協定の終局的廢棄及び南樺太、千島にアメリカの軍事基地を設けないことを条件といたしましてその返還を交渉することが妥當であると信じておる次第であります。(拍手)この点に關する政府の御所見はいかん。總理及び外務大臣の御所信を伺いたいでございます。

この点に關連しまして特に御注意を求めたいのは、私がここに終局的廢棄といふ表現を用いた点でございます。將來適當と認められる時期においてアメリカに對して廢棄の交渉をせられる意向ありやいなや、あわせて御答弁を得たく存する次第でございます。(拍手)

次に内政不干渉の問題でございますが、大正十四年の日ソ國交回復に關する基本条約中にも、宣伝の相互禁止に關する規定がございました。當時の鳩山一郎代議士は、幣原外務大臣に對しまして、宣伝の相互禁止に關する規定のみでは、ソ連政府の直接機關でないコミンテルンの宣伝活動を防止することはできないと、執拗に追及せられたのであります。この間のいきまつは、鳩山總理においても御承知のところと存じますので、万遺漏なきを期しておられることと拝察いたしておる次第であります。念のために御所見を伺いた

いのであります。わが党といたしましては、原則的の了解のほかに、具体的に内容を規定いたしまして、官民いずれの機關によるを問わず、内政不干渉を全面的に実行することを必要と信じておるのでございます。政府の御意向はいかん。總理及び外務大臣の所見を伺いたいであります。

次に、中ソ友好同盟條約の問題でございますが、吉田内閣以來、この條約の存在を理由として、ソ連並びに中共との國交回復に反對する意見がありました。従いまして、この際、わが党といたしましては、ソ連との交渉の過程におきまして、日米安全保障條約並びに行政協定の終局的廢棄を条件として、ソ連に對し中ソ友好同盟條約を援助條約中の對日条項の削除を求むべきものと信じておる次第でございます。(拍手)

政府の御所見はいかん。外務大臣に御答弁を求むる次第であります。最後に、日本の自主中立の問題でございます。右は、磯和条約締結當時以來、わが党が始終一貫堅持してききました原則の一つでございます。世間には、往々にいたしまして、世界が米ソ二大陣營に分れております現状においては中立はあり得ない、中立は要するに觀念論である、あるいは非現実であるとの批判を加へまして、わが党の態度を非難攻撃する向きもございまして、しかるに、朝鮮の休戦協定、ジュ

ネーウ会議等の成功いたしましたいきまの考えますに、中立は今や現実

に存在いたします冷戦たる事実であり

ります。インド、ビルマ、インドネシ

ア等のアジアの諸国、ヨーロッパにお

ましてはスイス、スエーデン等の諸国

えに、あらためて総理及び外務大臣が

この機会においてその所信を簡明直截

に披瀝せられんことを切望いたします

て、私の質問を終る次第でございます

す。(拍手)

〔内務大臣鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君)

私に、世界が今日二つの陣営に分

ておるのでありますが、それがなく

なつて、世界平和が現実的に確立し

ておるべきことを切望いたします

〔内務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君)

それから、全権団の組織について御

異存がございました。御意見のところ

は、つつしんで拝聴いたします。しか

し、私の考えは、今はとりあえず最小

〔内務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君)

の決意を明らかにされましたとは、私

どもその気持を了とするのでござい

ます。しかしながら、肝心なその内容に

至りましては、はなはだばくとして、

昭和三十年五月二十六日 衆議院会議録第十九号 ロソ国交問題に因する重光國務大臣の演説に對する松本君の質問

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 日ノ外交問題に關する重光國務大臣の演説に對する松本君の質問

の前に明らかにしていただく時期であるか。この点、首相から御答弁をお願いすると思つておきます。(拍手) 先ほどの御答弁でも、總理大臣は、実は各党の協力は当然得られると思つたから今までは協力要請をしなかつたのだ、今になってしたので、こゝろは、御答弁がございました。これは、はなはだごまかしの御答弁と思つておきます。と、かくおそまかしながらも各党に協力方を要請された態度は、私も、しかし、さらに一步を進めまして、鳩山總理大臣は、野党各派の代表もこの日ソの交渉にオブザーバーとして参加してもらつたように要請される氣持がないか、どうか、この点を鳩山總理大臣から御答弁をお願いいたしますのでございます。われわれは、自由党も、鳩山首相が期待されるように、これに協力態勢をとることを期待するものでございますけれども、今までの経過、あるいは外務委員会における質疑応答等を通じて私どもが判断いたしましたならば、私は自由党の協力を得られると期待することは樂觀に過ぎるのではなからうかと思つておきます。

か。この点、首相から御答弁をお願いしておきたいのでございます。(拍手) そういう態度でなければ、自由党の協力が得られないから自分はいり込みをするのだ、これでは、まるで保守政党的な外交という烙印を押されても仕方がないことになるのでございます。この点の御決意をはつきりと伺いたいでございます。 今度の日ソの交渉におきまして一番大切なことは、先ほど森島議員から指摘されましたように、自主独立の態度を堅持してこれに臨むということであらうと思つておきます。その場合に、私も、今まで戦争状態にあつた國と平和の回復をするのでございますし、いろいろな問題がまだ残つておるのでございますから、どうしてもお互いが疑い深い態度でこれに臨むならば、円満な解決はできないと思つておきます。お互いは相互信用の原則をもつてこれに臨むことが、この交渉を成功させる一番大切な点であると思つておきます。 鳩山首相のこれに對する御決意を伺いたいでございます。

日ソの交渉は、何よりもまず世界の緊張を緩和いたしまして、日ソ兩國の間に友好關係を進めることが基本の原則でなければなりません。領土問題、戦犯問題等は、兩國の友好關係の上に立つて、平等互恵の立場から平和的にこれを解決すべきでございまして、あくまで日本の自主的立場からなされるべきであると思つておきます。ところが、今、日本の國民は、せつかく日ソ交渉は始まつても、何か米國の指図やあるいは制約を受けるのではなからうか、あるいはまた政府は米國に氣がねをして、なすべきこともなし得ないのではないかと、いろいろな疑惑をやはり持つておられるのが実情でございます。現に、政府は、日ソ交渉について、わざわざ特使を米國に派遣するといふようなことを計画しておられるやに伝えられておるのでございますが、果してそのような意圖があるのかどうか。自主独立の態度堅持について政府の所信を明らかにしておいていただきたいのでございます。この点は特に總理大臣の御答弁をわすらわれないのであります。

これに關連して、次の三点を特に伺いたしたい。 それは、私どもはすでにこの兩國間の友好關係樹立についていろいろと問題を考へておられるのでございます。たとえば、すでに外務委員会でも出した問題でございますが、日ソ兩國の國會議員団を交換するといふことがこの際必要ではなからうか、こゝろいろいろを現在衆議院においてわれわれは協議しつつあるわけでございますけれども、かりにそういうことを院議として決定いたしましたとしても、日本から國會議員が向うに行く、向うの國會議員が日本に來ようとする場合に、入國その他について政府がさつぱさ向うようでは、まことに體面に臨むわけでございます。従いまして、これらの点について政府はどれだけ協力する決意があるのか、これは特に首相の御答弁をお願いいたしたいと思つておきます。

また、御承知のように、今、日中、日ソの國交回復國民會議といふものが民間の諸團體によつて組織され、この日ソの國交回復を國民運動として推進しつつあるわけでありまして、この會議が先般懇談会を持ちました結果、新聞紙上の報道するところによりまして、久原房之助氏あるいは小畑忠良氏など数名の者を直ちに民間代表としてロンドンあるいはモスクワに派遣して、さうして兩國間の友好促進と日ソ交渉の成功を側面から援助するようになことをやううではないかという計画があるやに聞いておるのでございます。こゝろいろいろをなさされる場合に、政府としては一体これを歓迎されるのか、せつかく民間からこゝろいろいろ運動が起つておるのに、政府がさつぱさ向いて迷惑がるようでは、はなはだ困りますから、この際首相のこゝろいろいろ運動に對する考え方も承わつておきたいのであります。

また、私どもは、ソ連の元代表部に對する政府の態度についても、もつと融通性のある態度をもつて臨むことが、兩國の友好促進をしながらこの交渉を妥結するに必要なものであると思つておられますが、政府はこのことについて、今までのように、あくまでも國交回復ができれば向うの旧代表部の人々とは話をしないといふような、かたくなな態度を堅持されるおつもりかどうか、特に外務大臣に伺いたしたいのでございます。

最近、政府は、いよいよ交渉に臨むに當りまして、基本要綱といふ、いわば松本全權に對する訓令を作つたといふことでございますが、もちろんその内容をここで発表をお願いするわけにも参りませんが、この政府の作り出した訓令に基いて今後いよいよ交渉をされる場合に、一体ソ連の方はどういふ態度をもつてこれに臨んでくるか、その見通しは全然ないのか、あるいは見

昭和三十年五月二十六日 衆議院会議録第十九号 日ノ外交問題に關する重光國務大臣の演説に對する松本君の質疑

通しが多少でもあるとするならば、その見通しについても明らかにしていただきたいのでございます。また、アメリカがこの日ソの交渉に対してどのような態度に出るかというところにつきましても、国内にいろいろの憶測がございまして、外務省の一部では、あくまでも米國は日ソ交渉を阻止するような準備を出るだろうとも言われておりますし、また一部では、幾ら米國でも、この日ソの國交回復ということについては少しも異存はないのだ、むしろこれを歓迎するであろうと言われておるのでございまして、政府の見通し、判断はどのようであるか、外相並びに首相両者からその見解を明らかにしていただきたいのでございます。

先ほどからいろいろ問題が提起されましたように、これは、この日ソの交渉に當って何よりも大切なことは、國交の正常化である、これがいろいろな問題を解決する一番堅固な道であると考えているのでございますが、この点については、いろいろと具体的な問題が、今後進展するにつけても、国内にいろいろな面でも起ってくると思っております。たとえは戦犯の問題についても、先日以來、一部の面では、この戦犯という名称を取り消せというような要求も出てきておられますし、あるいは抑留者の抑留中の労働に対する損害賠償を要求しろというよりな言まで吐かれていますのでございます。私どもは、今こいうふうな大切な時期に、國民の一部からこのような言が吐かれておるというところについては、非常に遺憾をいたしておるのでございます。私どもは、まず第一に、友好的な空氣でもって接するということが一番必要ではないか、このように、戦犯の名称を取り消せとか、いろいろな困難のような要求を突きつけるけんか腰では、この交渉は成り立たないと思っております。このことを首相から明らかにしていただきたいのでございます。

こゝのように、私どもは、國交回復という、正常化ということを中心にお考えしておるわけでございますけれども、方々平和条約の交渉が長引いておられるような場合に、とりあえず、日ソ兩國においてあらかじめ協議の上、戦争終結の共同宣言を発すべきが妥当な処置だと考へるのでございますが、この点の政府の所信を、これまた総理大臣からお伺いしたいのでございます。

この諸問題の中で特にめんどろなものは、もちろん領土の問題であらうと思っております。日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏をいたしましたのでございまして、その宣言には「日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」とあるだけでございまして、千島、南樺太のソ連による領有ということ

は、御承知のように、ヤルタ秘密協定によつてこれは定められたものでございまして、従いまして、日本政府は、現在のところ、ヤルタ協定には拘束をされないと、こゝういふ答弁だけいたしておるわけでございますけれども、幾ら私どもがこれには拘束されないといふ宣言をいたしたとしても、ヤルタ協定が存在しておるといふことは厳然なる事実でございます。従いまして、当然このヤルタ協定に關係する諸國に對して政府は何かの働きかけをしなければならぬことになるのではなからうかと思つてございまして、一體外國に對してこの問題をとどのように訴えられるのか。世界に向つて、もうすでに十年もたったヤルタ協定、しかも世界は平和の共存に進入しておる今日、これを破棄するといふようなことを訴えられる御意思があるのかどうか。この点を、特に首相にその政治的な考へ方、それから外務大臣からは法的な解釈について、お伺いをいたしておきたいのでございまして、私どもは、やはり、平和条約である以上は、なるべくならば領土の問題の永久的な解決をこの中に含んだ平和条約であることが望ましいと思つてございまして、しかしながら、こゝういふふうないろいろな複雑な問題がございまして、政府の所信をここで明らかにしておいていただきたいのでござい

最後に、私は、この自主独立の外交を今日日本が確立する絶好の機会に際会しておるのでございますから、どうして、この問題を解決するに當つては、米國その他のいろいろな關係が出てくるだろうと思つて、沖繩の問題とも關係が出てくるでございまして、まよまよして、あるいは軍事基地の問題とも關係して、あるであらうと思つて、政府が自主独立の態度をもつてこの外交を推進していく過程においては、当然、今後少くとも日本と米國の安全保障條約あるいは行政協定の根本的改訂問題に、この政府といえども及ばざるを得ないと思つてございまして、その腹がまえのほどを首相から明らかにしていただきたいのでございます。

鳩山総理大臣は、非常にかつたの悪いところを、外務委員会等にも非常によく出席をさせていただいて努力をして下さつておられることは、國會運営上非常に私どもは歓迎するところでございまして、私どもは、まあ、欲を申し上げますれば、もう少ししっかりとした定見に基いた責任のある答弁をしていただきたいのでございまして、昨日はある問題を肯定して答弁をしながら、翌日はこれを否定し、また翌日は肯定するといふようなことでは、結局これは答弁をしないのと同じこととございまして、従いまして、以上の諸点につきまして、総理大臣並びに外務大臣から責任のある明確な答弁を要求するものでござい

(拍手)

(國務大臣(鳩山一郎君登壇))

○國務大臣(鳩山一郎君) 松本君の御質問に對しては、お答えをいたします。

松本君、鈴木君、河上君等にお目にかつたのは、諸君の日ソ交渉についての御注意を伺つたり、あるいは政府の方針をお話ししたりする方がよいと思つて、お目にかつたのであります。が、これを國會を通じて國民に周知する必要はないと考えておられます。そこで説明をするわけには参りません。(言えないといふならわかるが、必要がないとは何だ)と呼ぶ者があつた。言えないのです。日ソの交渉の前

にいろいろのお話し合いを全部國民に周知する、知らせるといふことは、害があつて益が少いだろうと思つて、國民に知らせる益があると思つては必要がないと思つて、益があまりないと思つて、國民に知らせることは必要がないと思つて、ただでございまして、それから、基本的態度といふのは、先刻もここで申しました通りに、ソ連との交渉は、戦争状態を終結した、戦争前の状態の國交調整をしたい、國際關係を正常化したいといふのであります。それから、戦争によつて起つたところの、占領せられておる土地とか、領土の問題であるとか、戦争によつて起つてこない人々の帰還の問題であるとか、その他これに類似した、戦争に

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 議長の報告

よつて起きたところの諸問題を解決したいという事は、これは当然のことでありまして、これが国交調整の根本になると考えておるのであります。それに對して野党議員をオブザーバーとして出すという事は考えていないかというお話でありましたが、目下のところは、そういうことは考えておりません。同時に、アメリカに對して特使を出すという気分も持っておりません。もちろん、自主独立の態度を持して日ソ間の国交調整をやりたいと思っておるのであります。(拍手)

ヤルタ協定に對しては、これは當事者ではございませんから、やはりヤルタ協定に拘束されて日本の主張すべきことを主張しないという事は不必要なことだと考えております。

安保条約、行政協定等も、現在の状態においては改訂する意思はございません。

他の御質問に對しては、外務大臣その他から答弁することにいたします。

〔國務大臣重光葵登壇〕

○國務大臣(重光葵) 私が答弁を申し上げる事項もほとんどなくなつたやうな気がいたします。ただ、若干の點について、米国の態度のことをお話がございますが、この日ソ交渉について米國が意見を申し述べるとかになんとかいうようなことは少しもございません。これは日本の独自の方針によつてやるわけでございます。

それから、友好關係の樹立ということを繰り返して話さございました。私は世界のいずれの國とも友好關係は樹立していかなければならぬと考へます。(拍手)しかし、戦争状態にある國に對しては、まずもつて戦争状態の終結をやらなければならぬ、こう考へております。(拍手)その方針をもつて日ソ交渉を進めるわけでございます。しかし、友好關係を樹立するからといって、相手方の氣に入ることだけ言つて、氣に入らぬことは何も言わないといふことならば、私は友好關係の樹立にはならぬと思ひます。(拍手)これは了解を待つて關係を正常化するということになると思ひます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて外務大臣の演説に對する質疑は終了いたしました。

○長谷川四郎君 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十四分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 二郎君

法務大臣 花村 四郎君
外務大臣 重光 葵君
大蔵大臣 一萬田尚登君
厚生大臣 川崎 秀二君
農林大臣 河野 一郎君
通商産業大臣 石橋 湛山君
運輸大臣 三木 武夫君
郵政大臣 松田竹千代君
建設大臣 西田 隆男君
國務大臣 竹山祐太郎君
國務大臣 大原 唯男君
國務大臣 大久保留次郎君
國務大臣 川島正次郎君
國務大臣 杉原 荒太君
國務大臣 高橋達之助君

出席政府委員
内閣官房長官 根本龍太郎君
經濟審議庁 酒井 俊彦君
總務部長 安藤 吉光君
外務省参事官 小野 吉郎君
郵政省貯金局長 小野 吉郎君

朗読を省略した報告
一、去る十九日本院は衆議院議員安藤覺君、同村松久義君、同小笠原八十

一、去る二十一日鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、次の報告を受領した。
自甲管第三号
昭和三十年五月二十一日

衆議院議長 益谷 秀次殿
衆議院議員補上補充当選人に関する報告

愛知県第四区における衆議院議員の欠員に伴い、公職選挙法第百二十二条第一項の規定により当選人と決定された者は左記のとおりであるから、同法第百八条第二項の規定により報告する。

選挙区	選挙区	選挙区	選挙区	各候補者の得票数	法定得票数	得票数	住	党派	職業	氏名	生年
愛知県第四区	昭和三十一年五月十日	昭和三十一年五月十日	昭和三十一年五月十日	316,232	19,764.5	39,184	愛知県岡崎市連尺町四四	自由党	学教授	小林 錦	明治三十二年

一、内閣総理大臣官房審議室統轄参事官田上辰雄は去る二十日転官したので、その政府委員は自然消滅になつた。
一、去る二十四日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
公安調査庁次長 高橋 一郎
法務大臣官 位野木益雄
房調査課長

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二十日議長において承認した高橋一郎を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る二十三日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
内閣総理大臣官房 賀屋 正雄
審議室統轄参事官 小川清四郎
公正取引委員

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二十三日議長において承認した賀屋正雄外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、内閣総理大臣官房審議室統轄参事官田上辰雄は去る二十日転官したので、その政府委員は自然消滅になつた。
一、去る二十四日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
文化財保護委 森田 孝
農務局長 森田 孝

一、昨二十五日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
日本国とイタリアとの間の文化協定の批准について承認を求めめるの件
日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定の批准について承認を求めめるの件
日本国とタイとの間の文化協定の批准について承認を求めめるの件

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二十四日議長において承認した森田孝を昨二十五日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

内閣総理大臣 鳩山 二郎

<p>一、去る二十三日当選証書の対照を終った議員は次の通りである。 愛知県第四区選出 小林 鮎君 一、昨二十五日衆議院規則第十四条により議長において議席を次の通り指定した。 一六九 小林 鮎君 一、昨二十五日衆議院規則第十四条但書により議長において議席を次の通り変更した。 二三三 水田 亮一君 二二八 岡崎 英城君 二二九 龜山 孝一君 三三〇 伊東 隆治君 三三一 保科善四郎君 三三九 楠美 省吾君 四四〇 安藤 覺君 四四一 小枝 一雄君 四四五 森山 欽司君 一五三 川崎末五郎君 一六一 高岡 大輔君 一七〇 並木 芳雄君 二七一 石坂 繁君 二〇七 有馬 英治君 二〇八 堀内 一雄君 二〇九 徳田與吉郎君</p>	<p>渡邊 惣藏君 文教委員 三宅 正一君 社会労働委員 橋本 龍伍君 農林水産委員 有馬 輝武君 商工委員 水谷長三郎君 運輸委員 櫻井 奎夫君 建設委員 加藤常太郎君 予算委員 淡谷 惣藏君 篠田 弘作君 綱島 正興君 中村 時雄君</p>	<p>一、去る十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 松岡 松平君 櫻井 奎夫君 古屋 貞雄君 文教委員 水谷長三郎君 社会労働委員 倉石 忠雄君 農林水産委員 中村 時雄君 淡谷 惣藏君 下川儀太郎君 商工委員 上林山榮吉君 運輸委員 有馬 輝武君 建設委員 予算委員 橋本 龍伍君 北澤 直吉君 三宅 正一君</p>	<p>一、去る二十日法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 古屋 貞雄君(理事古屋貞雄君去る十四日委員辞任につきその補欠) 内閣委員 櫻井 奎夫君 古屋 貞雄君</p>	<p>一、去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 堀内 一雄君 下川儀太郎君</p>
<p>一、去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 堀内 一雄君 下川儀太郎君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 古屋 貞雄君(理事古屋貞雄君去る十四日委員辞任につきその補欠) 内閣委員 櫻井 奎夫君 古屋 貞雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 下川儀太郎君 渡邊 惣藏君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 平野 三郎君 高橋 等君 商工委員 櫻井 奎夫君 予算委員 齋藤 憲三君 稻葉 修君 川村善八郎君 大野 市郎君 川村善八郎君 大野 市郎君 一、去る二十一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 通信委員会 井手 以誠君(理事井手以誠君去る十三日委員辞任につきその補欠) 建設委員会 西村 力弥君(理事西村力弥君去る十二日委員辞任につきその補欠) 理事 今村 等君(理事松尾トシ子去る二十一日理事辞任につきその補欠)</p>	<p>一、去る二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>
<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 櫻井 奎夫君 古屋 貞雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 下川儀太郎君 渡邊 惣藏君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 平野 三郎君 高橋 等君 商工委員 櫻井 奎夫君 予算委員 齋藤 憲三君 稻葉 修君 川村善八郎君 大野 市郎君 川村善八郎君 大野 市郎君 一、去る二十一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 通信委員会 井手 以誠君(理事井手以誠君去る十三日委員辞任につきその補欠) 建設委員会 西村 力弥君(理事西村力弥君去る十二日委員辞任につきその補欠) 理事 今村 等君(理事松尾トシ子去る二十一日理事辞任につきその補欠)</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>
<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 櫻井 奎夫君 古屋 貞雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>
<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>	<p>一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 山本 正二君 地方行政委員 西村 力弥君 社会労働委員 松山 義雄君 農林水産委員 大橋 武夫君 高橋 等君 平野 三郎君 足鹿 覺君 淡谷 惣藏君 芳賀 賢君 稲富 稔人君 今松 治郎君 勝岡田清一君 予算委員 北村徳太郎君 横綱 彌三君 河本 敏夫君 齋藤 憲三君 川村善八郎君 阿部 五郎君 伊藤 好道君 志村 茂治君 井堀 繁雄君</p>

昭和三十年五月二十六日 衆議院会議録第十九号 議長長の報告

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議第十九号 議長の報告

決算委員
 藤田 弘作君 塚田十一郎君
 一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
 内閣委員 山本 正一君
 文教委員 伊藤 輝一君
 農林水産委員
 芳賀 賢君 武藤運十郎君
 運輸委員 今松 治郎君 永山 忠則君
 逓信委員 石田 勝六君 相川 勝六君
 予算委員
 藤田 彌三君 北村總太郎君
 河本 敏夫君 太田 正孝君
 永山 忠則君 松野 頼三君
 石田 宥全君 志村 茂治君
決算委員
 榎安 實藏君 生田 宏一君
 一、昨二十五日農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
 理事 足尾 覺君(理事足尾覺君去る二十一日委員辞任につきその補欠)
 理事 稻富 稔人君(理事稻富稔人君去る二十一日委員辞任につきその補欠)

商工委員 帆足 計君
逓信委員 相川 勝六君 八木 一男君
 建設委員 久野 忠治君
 予算委員 稻葉 修君 楠美 春吾君
 藤田 彌三君 永山 忠則君
 平野 三郎君 松野 頼三君
 足尾 覺君 淡谷 修藏君
 石田 宥全君 稻富 稔人君
 一、昨二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 芦田 均君
外務委員 松岡 松平君
文教委員 久野 忠治君
社会労働委員 帆足 計君 八木 一男君
農林水産委員 淡谷 修藏君 足尾 覺君
 石田 宥全君 稻富 稔人君
商工委員 平野 三郎君 中村 英男君
建設委員 荒船清十郎君
予算委員 藤田 彌三君 高村 坂彦君
 小川 半次君 北澤 直吉君
 相川 勝六君 福水 一臣君
 伊藤 好道君 阿部 五郎君
 武藤運十郎君 井堀 繁雄君
 一、去る二十一日理事互選の結果次の通り当選した。
貿易振興に関する調査特別委員会
 理事 帆足 計君
 一、去る二十三日議長において、次の通り特別委員を指名した。

補助金等の整理等に関する特別委員
 伊東 岩男君 川崎末五郎君
 唐澤 俊樹君 藤田 彌三君
 高村 坂彦君 椎名 隆君
 高見 三郎君 竹内 俊吉君
 床次 徳二君 坊 秀男君
 川野 芳滿君 中野 忠治君
 坂田 道太君 中馬 辰猪君
 八田 貞義君 吉田 重延君
 阿部 五郎君 井手 以藏君
 加賀田 進君 滝井 義高君
 三鍋 繁三君 大西 正道君
 川島 金次君 佐竹 新市君
 町村 金五君
 一、去る二十三日委員長理事互選の結果次の通り当選した。
補助金等の整理等に関する特別委員
 委員長 伊東 岩男君
 理事 高見 三郎君 床次 徳二君
 坊 秀男君 川野 芳滿君
 吉田 重延君 滝井 義高君
 川島 金次君
 一、去る二十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
 公職選挙法改正に関する調査特別委員 阿部 五郎君
 一、去る二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
 公職選挙法改正に関する調査特別委員 森 三樹二君
 一、去る二十四日理事互選の結果次の通り当選した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会
 理事 白井 莊一君 辻 政信君
 堀内 一雄君 逢澤 寛君
 中山 マサ君 柳田 秀一君
 受田 新吉君
 一、去る二十四日行政監察特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
 理事 山田 長司君(理事石山權作君去る十八日委員辞任につきその補欠)
 一、去る二十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 高橋 等君
 一、去る二十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 中馬 辰猪君
 一、大蔵委員長から提出した次の公職選挙法改正要求に対し、議長は去る二十日これを承認した。
 公職選挙法改正要求書
 一、公職法を開こうとする議案
 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一七号)
 地方道路税法案(内閣提出第三一七号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
 一、意見を聞くこととする問題
 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、地方道路税法案及び関税定率法等の一部を改正する法律案について
 右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。
 昭和三十年五月二十日
 大蔵委員長 松原喜之次
 衆議院議長 益谷秀次殿
 一、去る十九日内閣から提出した条約は次の通りである。
 婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めるとの件
 一、去る十九日内閣から提出した議案は次の通りである。
 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
 資金運用部資金法の一部を改正する法律案
 資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案
 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案
 たばこ専売法等の一部を改正する法律案

<p>関稅定率法等の一部を改正する法律案 一、去る十九日予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。建設省設置法の一部を改正する法律案 一、去る十九日委員会に付託された条約は次の通りである。 婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めの件(条約第六号) 外務委員会 付託 一、去る十九日委員会に付託された議案は次の通りである。</p>	<p>行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号) 内閣委員会 付託 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号) 法務委員会 付託 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号) 資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号) 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案(内閣提出第五八号) たばこ専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号) 関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号) 以上五件 大蔵委員会 付託 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号) 商工委員会 付託 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号) 建設委員会 付託</p>	<p>補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号) 補助金等の整理等に関する特別委員会 付託 一、去る十九日予備審査のため内閣から送附された議案は次の委員会に付託された。 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号) 全 内閣委員会 付託 一、去る十九日参議院に送付した条約は次の通りである。 日本国とイタリアとの間の文化協定の批准について承認を求めの件 日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定の批准について承認を求めの件 日本国とタイとの間の文化協定の批准について承認を求めの件 一、去る二十日内閣から提出した議案は次の通りである。 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 自作農維持創設資金融通法案 日本住宅公団法案 一、去る二十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案 一、去る二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号) 自作農維持創設資金融通法案(内閣提出第六二号) 以上二件 農林水産委員会 付託 ニッケル製錬事業助成臨時措置法を</p>	<p>廃止する法律案(内閣提出第三二号)(参議院送付) 商工委員会 付託 日本住宅公団法案(内閣提出第六三号) 建設委員会 付託 一、去る二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。 總理府設置法の一部を改正する法律案 交付税及び護身税配付金特別会計法の一部を改正する法律案 赤備安定特別会計法の一部を改正する法律案 労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案 一、去る二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号) 農林水産委員会 付託 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号) 農林水産委員会 付託</p>	<p>公營住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件 一、去る二十三日予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。 農科衛生士法の一部を改正する法律案 一、去る二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号) 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)</p>	<p>戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号) けい肺及び外傷性せき腫瘍者に関する特別保護法案(内閣提出第七二号) 以上三件 社会労働委員会 付託 赤備価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号) 農林水産委員会 付託 住宅融資保険法案(内閣提出第七四号) 公營住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件(内閣提出、承認第二号) 以上二件 建設委員会 付託 一、去る二十三日予備審査のため内閣から送附された議案は次の委員会に付託された。 農科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号) 全 社会労働委員会 付託 一、去る二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 地方交付税法の一部を改正する法律案 一、去る二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号) 地方行政委員会 付託 一、去る二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。 自衛隊法の一部を改正する法律案 防衛庁設置法の一部を改正する法律案 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案</p>
---	---	---	---	--	---

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 議長報告

昭和三十年五月二十六日 衆議院會議録第十九号 議長の報告

地方税法の一部を改正する法律案
 自動車損害賠償保障法案
 国家公務員等退職手当暫定措置法の
 一部を改正する法律案
 特定の物資の輸入に関する臨時措置
 に関する法律案
 一、昨二十五日予備審査のため内閣か
 ら送付された次の議案を受領した。
 銃剣刀剣類等所持取締令等の一部を
 改正する法律案
 博物館法の一部を改正する法律案
 一、昨二十五日委員会に付託された議
 案は次の通りである。
 自衛隊法の一部を改正する法律案
 (内閣提出第八一号)
 防衛庁設置法の一部を改正する法律
 案(内閣提出第八二号)
 防衛庁職員給与法の一部を改正する
 法律案(内閣提出第八三号)
 以上三件 内閣委員会 付託
 地方税法の一部を改正する法律案
 (内閣提出第八四号)
 地方行政委員会 付託
 国家公務員等退職手当暫定措置法の
 一部を改正する法律案(内閣提出第
 八七号) 大蔵委員会 付託
 特定の物資の輸入に関する臨時措置
 に関する法律案(内閣提出第八九号)
 商工委員会 付託
 自動車損害賠償保障法案(内閣提出
 第八六号) 運輸委員会 付託
 一、昨二十五日予備審査のため内閣か
 ら送付された議案は次の委員会に付
 託された。
 銃剣刀剣類等所持取締令等の一部を
 改正する法律案(内閣提出第八五号)
 地方行政委員会 付託

博物館法の一部を改正する法律案
 (内閣提出第八八号)(予)
 文教委員会 付託
 一、昨二十五日衆議院において、次の
 件を議決した旨の通知書を受領し
 た。
 日本国とイタリアとの間の文化協定
 の批准について承認を求めるとの件
 日本国とメキシコ合衆国との間の文
 化協定の批准について承認を求め
 るの件
 日本国とタイとの間の文化協定の批
 准について承認を求めるとの件
 一、今二十六日議員から提出した動議
 は次の通りである。
 昭和三十年度一般会計暫定予算補正
 (第一号)、昭和三十年度特別会計暫
 定予算補正(特第一号)及び昭和三十
 年度政府関係機関暫定予算補正(機
 第一号)の編成等を求めるの動議(赤
 松勇君外十六名提出)
 一、去る二十日内閣から次の答弁書
 を受領した。
 衆議院議員並木芳雄君提出引揚寮補
 修に関する質問に対する答弁書
 [参照]
 引揚寮補修に関する質問主意書
 東京都引揚寮(稲城寮、世田谷郷、
 赤羽郷三鷹寮、保谷寮、吉祥寺寮、
 立川寮、第三世田谷寮、品川寮、調
 布寮など七十一寮)には、現在なお
 四千数百世帯、一万数千名が住居し
 ているが、これら引揚寮は、兵費又
 は仮設工場などを利用し、終戦直後
 は応急的に改造したもので、住居とし
 てはきわめて不完全である。

これに対し、東京都では部分的に
 補修をしてきたが、予算乏しく、破
 損度にとりて追いつけない。した
 がつて、現在雨はもり、床は落ち、
 倒壊寸前である寮もあり、電線は裸
 となり出火のおそれも多く、非常階
 段は有事の際人命の保証ができず、
 下水道は不完全なし普無で、汚沼
 となり、悪臭ひどく、伝染病発生の
 原因となつてゐる。いずれも緊急整
 備を要する惨状である。これら居住
 者は都に対し寮補修を陳情してきた
 が、都では寮の補修に対する国庫補
 助打ち切りのため都費だけでは補償困
 難とのことである。
 引揚者の集団取容施設は、当然国
 家の責任であると思ふが、これに対
 して政府はどのように措置するつも
 りか伺いたい。
 あるいは、政府の金看板である住
 宅建設の一環として、これら居住者
 に疎開住宅を提供する計画ありや、
 あわせて答弁された。
 昭和三十年五月二十日
 内閣総理大臣 鳩山 一郎
 衆議院議長益谷秀次殿
 衆議院議員並木芳雄君提出引揚寮補
 修に関する質問に対し、別紙答弁書
 を送付する。
 [別紙]
 衆議院議員並木芳雄君提出引揚
 寮補修に関する質問に対する答
 弁書
 引揚者集団取容施設については、
 各施設の状態により、ある程度の補

修を加えれば当分の間使用し得る見
 込のものと、相当の補修を加えても
 使用にたえないものにと区分し、前
 者については、補修を加え、後者に
 ついては疎開事業を実施し、かつ、
 補修を行った施設の今後の補修及び
 維持管理等については、家賃収入等
 により当該施設の設置主体の責任に
 において行ふという基本方針に基き昭
 和二十三年度より同二十七年までに至
 る間において、これが経費を国庫よ
 り補助し全国的に補修並びに疎開事
 業を実施してきたものである。
 右のうちより東京都に対しては、
 当時おおむね都の要望をほとんど容
 れ、補修費五千三百余万円又疎開
 事業費として建設費数千二百八十一
 戸、一億二千三百余万円の国庫補助
 金を支出してきたのである。
 しかしながら最近の施設の実情を
 みるに時日の経過とともに相当腐朽
 破損するに至つたものがあり、これ
 を整備補修する必要があると認めら
 れるので、これに要する財源措置に
 ついて種々工夫検討を進めてきた
 が、本年度においては国家財政の都
 合もあつて実現することができな
 かつたものである。
 これらの施設に対する今後の処置
 としては、低額所得階層に対する住
 宅対策の一環として国家財政の許す
 範囲内において第二種公営住宅等に
 入居せしめるなどできうる限りの対
 策を講ずる方針である。
 右答弁する。

衆議院會議録第十八号中正誤
 頁段行 誤 正
 一六 〇 末 の いたした いたしたの
 二六 二 〇 日本とタイ 日本国とタ
 二六 一 〇 兩國政府間 兩國政府間
 定価 一 部 十五 円
 発行所 東京府新宿区市本町一五
 大蔵省印刷局
 (電話料外) 東京九段四三二番

明治三十五年 第三種郵便物認可 昭和三十一年五月二十一日